

令和6年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和6年3月7日(木曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 秦野 仁美	2番 宮坂 幸夫	3番 小野沢常裕
4番 今井 健児	5番 芝間 教男	6番 中村 茂弘
7番 村松 浩喜	8番 森澤 文王	9番 村田 桂子
10番 榎本 真弓	11番 今井 英昭	12番 今井 清

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 羽場雅敏	建設環境課長 篠原英男	
産業振興課長 市川 偉	会計管理者 羽場厚子	
たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井一行	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午後5時45分

(午前10時00分 開議)

議長（今井 清君） おはようございます。これから本日3月7日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材撮影をそれぞれ許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（今井 清君） 日程第1 一般質問を行います。

本定例会には、11人の議員から一般質問の通告がなされています。

本日は、通告順6番まで行います。

質問は、通告順に一問一答方式で行いますが、議員各位及び町当局は実質的な審議を尽くされますよう、お願いいたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内です。

それでは、順番に発言を許可します。

初めに、通告順1番、**3番、小野沢常裕君**の発言を許します。

件名は **1. 立科町都市農村交流施設の「農産物加工・直売・食材供給施設」と道の駅「女神の里たてしな」**についてです。

質問席から願います。

〈3番 小野沢 常裕君 登壇〉

3番（小野沢常裕君） 3番。前回に続いて、道の駅に関係した質問をいたします。

現在、道の駅は改修工事に入り、別棟の直売所の建設が行われております。これが完成すると、次は、ゴールデンウイーク明けから、農ん喜村本体の食堂などの改修が始まります。そして、道の駅は、今年の9月頃までに改修されることになっています。

町長に伺います。新しく衣替えする道の駅に、どのようなことを期待していらっしゃいますか。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） おはようございます。それでは、小野沢議員の質問にお答えをさせていただきます。

道の駅女神の里たてしなは、当町の活性化における中心的な拠点であり、町民と交流人口の集うことのできる施設であり、今後も町の玄関口として、農村エリアと観光エリアを結ぶ重要な役割をなす施設であると、認識をしております。

このため、今回の改修は、単なる老朽化や、時代に即した利用者ニーズの対応に伴う改修ではなく、新たにツアーデスクを設置することにより、町の観光案内や白樺高原の情報発信など、観光案内所の機能を兼ね備えた施設として改修を行いますので、農業生産者の生産性の向上、観光地の宿泊施設等、地域に裨益効果をもたらすものとして、期待をしております。

現在、9月の完成に向けて工事を進めており、先ほど議員もおっしゃいましたが、別棟で建設をする農産物等の直売施設を、4月上旬までに建設をし、先行してオープンする予定であります。

現在の食堂とお土産売場は、ゴールデンウィーク後に営業を休止し、改修を行いますので、関係される皆様方には、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 私は先ほど、あえて「道の駅の改修」と言いましたが、正しくは、都市農村交流施設の農産物加工・直売・食材供給施設、通称、農ん喜村の改修ですよ。

「道の駅の改修」は間違いなんです、それを聞いても、何の違和感もありません。それは、ふだんから、農ん喜村は道の駅だと思っているからなんです。このように、農ん喜村と道の駅女神の里たてしなについて、両者の関係が分かりにくくなっています。

条例を見直すと何かかして、分かりやすく整理することはできないものなんではないか。町長、いかがでしょうか。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

この両施設が整備された経過と時期の違いによりまして、町の条例上、立科町都市農村交流施設の農産物加工・直売・食材供給施設を、蓼科農ん喜村、情報提供施設及び公衆トイレを、道の駅女神の里たてしなとして分けておりますが、道の駅開設の際に、交流促進センター、クライנגアルテン等を含めたエリアを、道の駅女神の里たてしなとして、設定をしております。

以上であります。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） この改修案が提示されたのは、昨年9月でした。そのとき示された工事期間は、「農閑期に工事を行い、3月末には完成」ということでした。

町長に伺います。改修の工事期間が、初めの説明と大幅に遅れたのは、どういう理由によるものだったのですか。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

今回の改修につきましては、施設の営業をできるだけ停止しないよう、農産物直売

に影響の少ない農閑期に完了させる計画でございましたが、観光庁の補助事業を活用し、計画を進めていたために、工事の着工が遅れたということでございます。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 「観光庁の結果を見ていたから」ということなんですけれども。9月末に、観光庁の落選が分かりました。そこで、観光庁を諦めて、ふるさと活性化基金を使う選択をすれば、改修は予定どおり進んだはずですが、それが、懲りずに、また観光庁に応募してしまったわけです。

ですから、遅れてしまった最大の原因は、町長が判断を間違えたということではないかと私は思っています。人間誰も失敗や間違いはあります。そんなとき、特に、上に立つ人は、言い訳をしたり、人のせいにしてしまったりしないように、そういうことをしないようにすることが大切だと思います。

さて、多くの町民は、昨年9月の新聞報道で、道の駅が3月までに改修されることを知りました。それが9月の完成になってしまったので、工事期間の変更などを町民に知らせるべきではないかとの1月の臨時議会の質疑で、ようやく広報で知らせることになりました。

町行政は、町民に知らせるといふ配慮が、全体的に足りないのではないかというふうに思いますが、町長、いかがでしょうか。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 今、議員おっしゃったように、町民の皆様には、広報たてしなで、周知をこれからしてまいります。生産者、道の駅の利用者に対しては、看板等により、既に周知をしております。

遅れたということについては、その一つの結果じゃないと、その先の計画が、最終的な変更ができないということになりますので、その辺はご理解を賜りたいというふうに思います。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 特に、町が独自に行う事業について、例えば、現在行っている橋の長寿命化工事、そういうものは、しっかりと町民に知らせていただきたいというふうに思っています。

次へ行きます。基本協定では、年に1回モニタリングを行い、結果を公表することになっています。

産業振興課長に伺います。モニタリングは、何のために行われているのですか。また、誰が、どのように行っているのですか。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

市政管理者のモニタリングについては、町の、立科町市政管理者モニタリングマニュアルに基づき、評価を行っております。

指定管理者制度の目的は、町民の多様化するニーズに対して、効果的・効率的に対応するため、官民の適切な役割分担に基づき、公の施設の管理運営を複数年にわたり指定した団体等に委ね、町民に対して良質なサービスを提供するとともに、管理経費の削減を図ることにございます。

このため、町は提供されるべきサービスの水準を示し、団体等を選定し、指定管理者と協定を締結して、指定管理者が業務として担うべき内容を規定いたします。

ご質問のモニタリングとは、指定管理者によるサービスの提供の履行に関し、条例、規則、協定等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認するもので、モニタリングが適切に実施されていない場合、重大な事故や事件の発生、指定管理者が実施する事業や指定管理者自体の破綻等のリスクの予兆を見逃すことになり、リスクを放置することによって、施設の管理運営ができなくなるおそれがありますので、適正な管理運営が確保できるよう、実施しているものでございます。

評価の方法につきましては、まず、指定管理者から、自己評価を付した事業報告書を提出していただき、その自己評価に対して、産業振興課が実地調査を行った上で、町としての評価を行い、町長に報告しております。

以上になります。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3 番（小野沢常裕君） モニタリングに第三者が入っていませんので、身内同士での評価にならないようにお願いします。

さて、現在公開されている評価項目、7項目で、「全てが良好」のA評価は3項目、「一部改善が必要だが、おおむね良好」のB評価が4項目で、「改善が必要」のC評価はありません。

町長に伺います。この評価結果、どう思われますか。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

モニタリングの公表結果のとおり、生産者の意欲向上に努められ、実績ですが、前年比売上高で20%、利用者数も23%増加し、組合員数も14名増加いたしました。

実施事業においても、収穫祭や蓼科牛焼肉弁当の企画など、意欲的に取組がなされておりましたので、適正な評価であったという認識をしております。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3 番（小野沢常裕君） よく頑張っていると、そういうようなことだと思います。

あの農ん喜村の建物の中には、加工室が3部屋あります。そして、建物全体の3分の1の面積を占めています。作業の様子を見に行きましたが、外からは見るできませんでした。

産業振興課長に伺います。加工室1、2、3の利用・活用状況は、どうなっていますか。また、それに対する評価は、どうなっていますか。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

農産物加工室3種の利用につきましては、私も現状を確認させていただいておりますが、パン、アップルパイの加工、喫茶・飲食等の製造・販売スペースとして有効に活用されており、おおむね良好に活用されております。

以上になります。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 課長が見る感じと私が見た感じでは、何か随分違うような気がするんですが。私が見たところでは、直売所に少しパンが出されていますが、全体的に、利用・活用は少ないように思っています。

産業振興課長、お伺いしますが、加工室の利用・活用状況についての評価は、7項目の、どの項目に入っているんですか。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

加工施設の利活用状況の評価につきましては、施設の運営管理になりますので、運営状況の評価に区分をされております。

以上になります。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） そうすると、その運営状況は、加工室も有効に活用されているので、そちらのほうに反映されていると、そういう話なんですよ。

ひとつ要望なんですけど、今、公表されている評価は、総合評価で7項目だけなんです。ですから、公表する評価に、その各施設ごとの利用・活用状況の評価も加えていただければ、この7項目の評価は、もうちょっと説得力が出てくると思いますので、ぜひ、ご検討いただきたいと思います。

現在、農ん喜村の開館時間は、午前9時から午後5時までです。食堂は、午前11時から午後3時です。この食堂も含めて、この開館時間は、利益が一番見込める時間帯が中心になっています。

町長に伺います。道の駅にある公共施設なのに、収益重視の開館時間を、町長は承認しているということですか。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

施設の開館時間は、立科町の都市農村交流施設の設置及び管理に関する条例、これ、農産物加工・直売・食材供給施設の開館時間及び休館日は、あらかじめ町長の承認を得た上で、指定管理者が定めるものとしておりますので、承知はしております。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） いろいろ物価が値上がりしてきています。ですから、それに伴って、

サービスももっと向上させていかないと、客足は遠のくと思います。

さて、公開されています、7項目の評価で、サービスの水準、運営状況、設備・備品の維持管理、業務全般がB評価です。

夏場は19時まで開館するとか、加工室を活用するとか、もっと利用者へのサービスを優先して運営すべきではないかと思いますが、町長、いかがでしょうか。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

それほどのご質問でもお答えをさせていただきましたとおり、農産物加工・直売・食材供給施設の開館時間は、条例により、指定管理者が定めるものとしておりますので、施設改修後の利用状況等を見ながら、指定管理者と、今後も協議をしてみたいというふうに考えております。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） ぜひ、利用者へのサービス、これを第一優先に、お願いしたいというふうに思います。

次に、第2駐車場について伺います。

令和元年8月16日に、指定管理者が農地転用の申請をしました。そのときから、町長が農地を転用して、第2駐車場として使用を始めるまでの経緯は、どのようになっているのか。産業振興課長、教えてください。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

平成29年12月に、道の駅女神の里たてしなの開設により、都市農村交流施設の農産物加工・直売・食材供給施設と道の駅の利用者が増加したことにより、指定管理者から第2駐車場の設置要望があり、整備したものです。

その後の、農地法の手続の経緯につきましては、前回、お答えをさせていただいたとおりでございます。

以上になります。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 前回、答弁していただいたときに、一番最初に、「農地転用の申請をした。だけれども、一時転用許可しか出なかった」という答弁だったと思います。

その一時転用許可というのは、たしか最長3年という、何か期限がありましたよね。この第2駐車場の、その一時転用許可の期限は、いつまでだったのでしょうか。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

先ほど議員、おっしゃりましたとおり、一時転用については、基本的に3年とさせていただいておりますが、このケースにつきましては、指定管理者に指定期間が定められておりますので、今回の一時転用のケースにつきましては、指定管理者の指定期

間までということでした。

以上になります。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 指定管理者の指定期間。ちょっと、よく分からないんですが、何年何月何日までですか。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

前回の指定期間でございますが、令和3年の3月31日までということで、一時転用の申請がなされております。

以上になります。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 分かりました。一時転用の期間は、令和3年3月31日までと、そういうことで許可が出たと。こういうことなんですよ。

続いて、お伺いしますが、その駐車場にする工事は、令和3年3月31日の期限まで、あと10か月というところで駐車場の工事が行われました。令和2年5月から6月にかけて、工事が行われたわけです。そのとき、工事を行ったときの工事費用は、誰が出したんですか。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

すみません、確認させていただきますが、一時転用時のということでしょうか。（発言の声あり）

議長（今井 清君） 暫時休憩します。

（午前10時31分 休憩）

（午前10時34分 再開）

議長（今井 清君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

一時転用の際に、指定管理者によりまして、碎石等を引いております。その後、町のほうの転用の際につきましては、費用のほうは負担しておりませんので、一時転用の際に、指定管理者のほうの負担のみということになります。

以上になります。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 費用は、指定管理者側が出したと、こういうことだと思うんですが。あの駐車場は、車のわだちができないように処理をした上で造ってありますから。で

すから、見かけよりは、相当かなりの費用がかかっているはずで

先ほどの許可の期限、令和3年3月31日が迫ってきました。駐車場は造られています。誰が困るか。それは、町長が困ります。道の駅の駐車場が、農地法違反になってしまうからです。

ですから、私は、これはきっと、町長は仕方なしに転用申請を出したのではないのかなと、私は勝手に想像していますが。実際のところは、ちょっと分かりません。

現在、あの駐車場の賃貸料は、町が支払っているようですが、指定管理者が造った駐車場ですから、指定管理者に負担させたらどうかと思うんですが。産業振興課長、いかがでしょうか。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

駐車場の使用料につきましては、町と地権者によりまして、土地の賃貸借契約を転用の際に結ばせていただいておりますので、今後も町のほうで負担をしていきたいと考えております。

以上になります。（発言の声あり）

議長（今井 清君） 暫時休憩します。

（午前10時37分 休憩）

（午前10時38分 再開）

議長（今井 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

先ほどお答えさせていただきました回答につきましては、訂正をさせていただきます。第2駐車場の賃貸料につきましては、指定管理者のほうでご負担を頂いております。

以上になります。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） ということは、指定管理者の側は、駐車場の工事代金も支払い、それから、現在かな、賃貸料も支払っている。両方、指定管理者側が出していると、そういうことになるわけですが。

これは、やがて、町に対して、「我々が出したお金は返してくれ」という返金の請求が来るかもしれませんよね。ですから、町のほうとしても、もし、請求が来たら、どういうふうに対応しようかということを考えておいたほうがいいのではないかなというふうに思います。

ところで、昨年秋頃かと思いますが、その駐車場の国道寄りの周囲に、桜の苗木

が33本植えられました。町長、これは誰が植えたんでしょうか。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

町の、がんばる地域応援事業というのがありますが、これを活用し、町のイメージアップ、美化活動として、町の玄関口である、国道142号線沿いに植栽を行っている、「野労会」で実施したものであります。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 地主との契約では、土地を地主に返すときは、地上物を撤去するという条件になっているんですが、町長、あの桜の木の撤去は大丈夫なんでしょうか。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

土地の賃貸借契約で、土地の返還の際には、地上物件を撤去することとしております。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 桜の木も、結構、あっという間に大きくなりますからね。だから、あれを全部撤去するとなったら、結構、大変だと思います。

でも、せっかく植えてもらった桜の木なんですから、あの周辺のりんご畑や雑木林も、借りるとか買い取るとかして、あの道の駅の周り、あの辺り一帯を桜公園にしたらどうかと思いますが、町長、いかがでしょうか。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

りんご畑につきましては、都市農村交流施設の管理道路の整備の際に、所有者よりりんごの生産を継続する旨の意向を確認しておりますので、買収・貸借の予定はございません。隣接する畑地についても、現時点では、町として貸借の予定は現在ございません。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 今のところ、そういう計画、予定はないと、こういうことなんですけれども。もし、あの辺りに公園ができれば、もっと多くの町民が、道の駅に近寄ってくるというふうに思いますので。将来に向けて、ぜひ、ちょっと考えていただきたいなというふうに思います。

次に、第2駐車場と同じように、耕福館前の駐車場も道の駅の駐車場なのに、利用は少ないです。上からの眺めは抜群ですから、スロープを整備するなどして、もっと利用・活用を考えたらどうかと思いますが、町長、いかがでしょうか。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

耕福館の利用者やイベントの参加者に、ご利用を現在、頂いております。今後も、

体験学習参加者等の駐車場、要するに、体験学習というのは、多くのバスも来ますし、駐車場の利用度というのは、今、議員がおっしゃった以上でございます。

これは、その活用を十分してまいりたいということで、従来の形で、今後も続けてまいりたいというふうに思っています。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 先ほども、ちょっと持ち上げましたように、とにかく、あそこの上から見る眺めは、すごく、すごく、いい眺めだと思います。ですから、道の駅に寄られたお客様方にも、「この上にも駐車場がありますよ」というような案内の矢印でも出して、車を、ぜひ、上のほうへも上げていただきたいなというふうに思います。

町への納付金について伺います。

指定管理にするための仕様書では、納付金は、売上高の0.5%と、営業利益の一定割合となっていますが、令和5年度の年度協定には、営業利益の一定割合が示されていません。産業振興課長、これはどういうことですか。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

指定管理業務の仕様書では、指定管理者は、農産物加工・直売・食材供給施設について、毎年度、売上高の0.5%額と、営業収益の一定割合を納付するものとし、毎年度、年度協定により定め、令和5年度の納付金は、売上高の0.5%としております。

議員のおっしゃる、営業収益の一定割合が示されていないとのご質問につきましては、仕様書では、営業収益の一定割合は、毎年度、指定管理者の事業計画書で提案いただくこととしており、営業収益の一定割合の提案がございませんでした。

以上になります。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） 確かに、その事業計画で、指定管理者側から提示されるというふうになっています。

モニタリングのコメントに、「創業以来、初の株主配当を実施し」とありますので、収益が出てきているわけです。ですから、収益があるんですから、ぜひ、一定割合として、10%でも20%でもいいですから、取りあえず、町のほうからも要求してみたらどうかというふうに思います。

次へ行きます。備品を含めると、1億円を超える多額の費用を投じて、農ん喜村を改修するのですから、家賃としての使用料を徴収してもいいのではないかと思います。町長、いかがでしょうか。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

使用料については、施設改修後の利用状況等を見ながら、指定管理者と協議をしてまいりたいというふうに、私は考えております。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） ぜひ、きれいになるんですから、少し頑張ってください、幾らかでも使用料を徴収していただきたいというふうに思います。

それでない、町営住宅に入居している方々から、「農ん喜村が無料なら、俺たちの家賃も無料にしろ」と、何か、そんなようなことを言われそうな気がして、ちょっと心配になります。

そろそろ、来年度の年度協定が決められる頃かと思いますが、町長、令和6年度の年度協定は、本年度と何か変わるところはありますか。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

令和6年度の年度協定につきましては、今、3月であります。今月下旬には、指定管理者と協議をしていく予定であります。その中で、十分、協議を続けていきたいというふうに思います。

議長（今井 清君） 小野沢常裕君。

3番（小野沢常裕君） ぜひ、しっかり協議していただいて、もう、少しでもいいですから、変えていただければいいかなというふうに思いますので。ぜひ、担当者に、頑張るようにおっしゃってください。

最後に、まとめをしたいと思います。

町政を進めるに当たって、最も大切なことは、町民からの信頼だと思います。信頼を高めていくには、どうしたらいいか。それは、しっかり町民に知らせるということです。町民目線に立てば、何を知らせればよいか、それが分かるはずですよ。それをしっかり知らせることです。

今は、高齢者が多い状態ですから、できるだけ広報で知らせてください。「そんなことは知らなかった」。後で言われることがないように、ぜひ、よろしく願いいたします。

以上で、質問を終わります。

議長（今井 清君） これで、3番、小野沢常裕君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時からです。休憩に入ります。

（午前10時51分 休憩）

（午前11時00分 再開）

議長（今井 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告順2番、**6番、中村茂弘君**の発言を許します。

件名は **1. 各課の職員数の状況について**

2. 米専業農家への支援についてです。

質問席から願います。

〈6番 中村 茂弘君 登壇〉

6番（中村茂弘君） 通告に従い質問いたします。

まず、各課の職員数の状況について伺います。

県等では職員数を定めて仕事をしています。立科町では各課の定数は定めていないと思いますが、どうでしょうか。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

当町の職員定数に対するご質問でありますけれども、地方自治法第172条では、普通地方公務員団体に職員を置くこととし、臨時及び非常勤の職員を除く職員の定数は条例で定めるものとしております。よって、長野県におきましても、当町におきましても、職員定数条例がございます。自治法において、条例定数は常勤職員を任用し得る数の限度を示したものであり、行政の目的を達成するための事務事業の執行に必要な最高限度の職員数としております。当町の条例におきましては、その定数を町長事務部局の職員110人、議会事務部局が2人、教育委員会事務部局が10人、教育委員会の所管に属する学校、保育所その他の教育機関の職員で24人、企業職員10人、合計最大156人であります。

各課の配置につきましては、職員定数の中で町が進める事業の規模や行政事務量等に応じ毎年度もしくは年度内にも人事異動等により適正配置に努めているところでございます。

議長（今井 清君） 中村茂弘君。

6番（中村茂弘君） 今総数で156人という数字が出て、多くの職員が働いていると思います。

昨年の5月現在、総務課は庶務係以下3つの係で再任用職員を含め課付を含めて23人、企画課は3つの係で22人、町民課は住民係以下3つの係で29人、産業振興課は2つの係で13人、建設産業課は3つの係で21人です。議会事務局は先ほど言ったように2人、会計室は3人、それと教育委員会は、小中保育園以外では4係で16人となっておりますが、人員は足りていると思いますか、副町長にお伺いします。

議長（今井 清君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

まず、全体の職員数についてお答えをしたいと思います。昨年の第1回定例会においても、芝間議員の一般質問のときと同様な答えになるんですけれども、総務省において類似団体別職員数の状況を開示をしております。類似団体別職員数の状況とい

うのは、全国全ての市区町村を対象として、その人口と産業構造の2つの要素を基準として幾つかのグループに分け、グループに属する市区町村の職員数と人口をそれぞれ合計して、人口1万人当たりの職員数を算出し、そのグループを類似団体として職員数の比較をするものであります。

立科町は2の1、人口5,000人以上1万人未満、産業構造2次、3次80%以上かつ3次60%未満の団体というところに属しております。令和4年現在で、全国ではそこには78団体、長野県内では11団体が2の1のグループになっております。その2の1のグループの中で全国では上から41番目、下から37番目で中間辺り、長野県の11団体では職員数は上から3番目下から9番目と上位のほうに位置がされております。全体の職員数は少なくはないんじゃないかなというふうに推察はされるところであります。また、一番職員が減少した時期と比較をしてみますと、20数名現在増加をしている状況です。さらに人口が減少している状況を鑑みますと、人口当たりの職員数は増加していることとなります。

あと、部門別の職員数、これも調査によって出ているわけですが、ここ10年間の間では横ばい、もしくは増加している、それぞれの部門においてそんな状況がなっています。さらに分析をしてみますと、経験年数の浅い職員の割合が多いことが上げられます。5年未満の職員が30%、10年未満で見ますと合わせて56%ということになりまして、半数以上が経験の浅い職員となっている状況が伺えます。人数だけでなくそういったことから、経験の浅い職員が多いということから、行政力の低下は少なからず影響しているものと推察をしているところです。各課においての職員数ですが、明らかな基準がないため、判断することは難しいと思っておりますが、現状を把握しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（今井 清君） 中村茂弘君。

6番（中村茂弘君） 現状では各課の人数については把握が難しいということです。このような中で、各課の超過勤務の状況はどのくらいですか、タイムカードの4月から12月までの状況について質問いたします。

議長（今井 清君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

役場の勤務は通常で8時30分から午後5時15分まで、うち1時間の休憩を挟みまして、1日の勤務時間は7時間45分でございます。この1日の勤務時間を超えて勤務命令がされた場合には、時間外勤務手当の支給対象となります。

議員ご質問のタイムカードは職員が出勤した時間から退勤した時間までの記録として集計しておりますので、超過勤務命令がされている時間外勤務とは異なります。また、時間外勤務手当が支給されない課長等も含んで集計しておりますので、ご承知願います。

ご質問の今年度4月から12月までのタイムカードによる勤務時間外の打刻の状況を申し上げます。まず、1日の平均時間で見た場合、1日30分以上1時間未満は、建設環境課、保育園、そして1日1時間から1時間30分未満は、総務課、産業振興課、会計室、議会事務局、続いて1日1時間30分から2時間未満は企画課、町民課、教育委員会でした。

また、1日の平均時間外勤務時間を役職別に多い順から申し上げますと、係長級で2時間3分、課長級1時間33分、主事1時間14分、書記1時間7分、主任59分、主査38分という状況でした。あくまでも9か月分の平均として申し上げましたが、傾向としては、ほとんどの課で年度初めから出納整理期間までの4月から6月頃までが多くなっています。

教育委員会におきましては、各種行事が集中する夏ごろまでが多くなっている状況でございます。

以上です。

議長（今井 清君） 中村茂弘君。

6番（中村茂弘君） 各役職別で大体差があるわけですが、4月、6月が多いということがわかりました。超過勤務等までいかないまでも、職員が職場に残っている状況から、各課の職員数を増やすように見直したらいかがでしょうか。

議長（今井 清君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、当町の特殊事情もあることから相対的には検討はしておりますけれども、それよりもまず最初に係内で特定の職員に加重とならないように業務を係内で平準化したりサポート体制をとるといったことも必要であると考えております。

以上です。

議長（今井 清君） 中村茂弘君。

6番（中村茂弘君） 特殊にならないまでも職員に負担がかからないようお願いをしたいと思います。

続いて、米専業農家への支援について伺います。

まず、トラクターの農業機械の補助は必要と思いますが、行っておるでしょうか、伺います。

議長（今井 清君） 両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

当町の水稲農家につきましては、一定の大規模化と集約化が図られているものと認識はしており、水稲農家に限らず、大型機械やドローンなどのスマート機械の導入は果樹、野菜農家においても作業の効率化による労働環境の改善、担い手育成の観点か

らも必要なものであるというふうに考えております。しかしながら、今後、農業者の減少が見込まれる中で、農業機械の購入や更新は農業生産が持続的に行われるよう経営の開始もしくは経営の改善を図るための支援策であることから、国でも単なる機械の購入や更新に対して補助はしておりません。町も機械の補助については、経営の転換、発展と担い手育成の観点から、地域計画や人・農地プランの中心経営体である認定農業者等と町の基本構想との整合性を判断し、支援を行うべきであると考えますので、町単独での補助は実施せず、国の事業を活用して支援を行っております。

今後も、国の補助事業等を活用した対応を進めてまいりたいと考えており、本年度は国の担い手確保経営強化支援事業を活用し、2件の農家へ農業機械の導入が採択されましたので、農業機械の導入や更新を計画されている農家につきましては、担当である産業振興課のほうにご相談をいただければというふうに思っております。

以上です。

議長（今井 清君） 中村茂弘君。

6番（中村茂弘君） 2件の相談があったということです。それでは、どのような機械ならできると考えていますか、お伺いします。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

今後も町単独での機械の補助は現時点では考えておりません。本年度進めております国の担い手確保経営強化支援事業につきましては、特段機械の制約はございませんが、将来の労働力不足を見据え、農業機械の自動操縦システムや無人農薬散布航空機など、省力化機械等を活用して、省力化農業に取り組む場合につきましては、優先枠が設けられております。

以上になります。

議長（今井 清君） 中村茂弘君。

6番（中村茂弘君） 単独は無理ということですが、自動のものであれば今後考えていきたいということでもあります。

次に、立科町は水が抜けにくい粘土地が多いわけですが、田に砂等の補助はできますか。容易に仕事になる制度が必要と思いますが、どうでしょうか。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

粘土質土壌の水田に砂を加えることは、排水性の向上、機械作業の効率化、雑草の抑制効果、肥料の均等分布による収量向上など、適切に混ぜることで幾つかの効果が見られるものと聞いております。しかしながら、土壌の状態や地域の気候に応じて適切な量と方法を検討することが重要とされており、長野県の作物栽培指針においても、推奨しているものではございませんので、補助等は考えておりません。

以上になります。

議長（今井 清君） 中村茂弘君。

6番（中村茂弘君） 今補助は考えていないということですが、立科町は粘土地で水はけが悪い田が多いわけですが、できる限り農業者のために多くのいろいろな補助ができるようにお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

議長（今井 清君） ここで昼食のため、暫時休憩といたします。再開は、午後1時30分からです。休憩に入ります。

（午前11時18分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（今井 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告順3番、**9番、村田桂子君**の発言を許します。

件名は **1. 子育て支援策の充実を**

2. 地域公共交通計画の見直しについて

3. 高齢者の社会参加についてです。

質問席から願います。

〈9番 村田 桂子君 登壇〉

9番（村田桂子君） それでは、通告に従いまして質問いたします。

私の質問の1点目は、子育て支援策の充実をです。

信毎報道によれば、長野県ではどこに住んでいても子育てしやすい県にしたいとの思いから、来年度から3つの施策展開を公表しました。

すなわち1、子どもの医療費無料制度の現在の小学3年生から中学3年生まで広げること、県として応援をすることです。2点目は3歳未満児の保育料の減免について。3点目は子育て支援交付金の新設です。これにより、どれくらいの町負担が軽減されることになるのか、まずこれを伺います。3の子育て交付金については、市町村が未就学児やその家庭を独自に支援する事業を補助するとありますが、当町はどのような計画を考えていますか。

また、国において昨年6月閣議決定した子ども未来戦略方針にペナルティー廃止の方針を盛り込みました。当町は、医療費無料制度など子育て支援を手厚くして、国からペナルティーを受けているのではないのでしょうか。そのペナルティーがなくなるとすると国保財政にどれほどの収入増が見込まれるのか、そしてそれを生かした新たな施策をどのように考えるのか、お伺いをいたします。

これまでも、子育て支援の立場から保護者負担の軽減策についてたびたび質問し、一定の前進が見られたことは住民から大きな評価が寄せられていますが、こうした長

野県の積極的な提起を受けて、当町としてはどのような施策展開を予定されるのか、町長の所信を伺うものです。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、村田議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、先ほど議員のほうから申し上げがありましたけれども、新聞報道による長野県における施策展開ということでございますけれども、県議会に提案はされているということでございますが、まだ決定しているものではないと聞き及んでおります。また、町が正式に受けている連絡などからも、事業内容などにつきましてははいまだ確たるものではないと受け止めておる段階であります。

県の保育料減免の支援ですが、令和6年度以降、準備が整った市町村に対して第3子以降の保育料無償化、第2子の保育料半額、低所得世帯の保育料を第2子無償化、第1子半額とし、当該保育料の2分の1を県が支援するというところで、進めているようであります。当町では、既に第3子以降の保育料を無償化、第2子の保育料を半額としておりますので、当町の子育て支援策を県に応援いただけるものであります。

次に、県の子ども・子育て応援交付金ですが、県から具体的な事業内容が示されておりません。ただし、県としては市町村が事業を考え、その事業を県が認めた場合、補助金を交付するという考え方の方であります。

次に、国保財政におけるペナルティーということでございますが、これは自治体が行う医療費助成により患者の自己負担が減額される場合、負担軽減に伴い増加した医療費分の公費負担を国民健康保険において減額調整する処置のことかと存じます。この点については、平成30年度から国保の財政運営主体が県になっておりますので、当町への影響について県へ問い合わせましたところ、令和5年度では15万円程度、県への納付金に含まれているということでございます。

また、町の施策展開につきましては、これまでも様々な子育て支援策を実施してきておりますし、今後も充実させていきたいと考えておりますが、長野県の施策展開につきましてはその内容、予算が決定しましたら必要に応じて町側のほうでも検討する所存であります。

以上であります。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） ただいまの町長の答弁によりますと、まだ決定をしていないので考えていないというお話、雑ばくに言えばそういうことかなと思うんですけど。しかし、県としてはまず子どもの医療費無料制度を小学3年生から中学3年生まで支援するという方向であることが報道されているわけなんです。また未満児の保育料の減免につ

いても支援をすると。さらに子育てに取り組んでいる自治体も支援をするということ、大変前向きな方向が示されています。しからば、やはり準備をしておくことが必要ではないかなと思うわけです。

これまでは、小学3年生までの通院にかかる医療費自己負担分の半分は県が補助していて、残りは町が、そして小3から18歳までの通院にかかる費用というのは全額町負担になっていました。500円の自己負担を除くんですけれども。これを県が半分負担することにより町財源が浮くこととなると。他の施策への展開が可能になると考えます。まだ決まっていないと言いますけれども、準備をしておく必要があると思います。どれほどの財源が浮くことになるのか、軽くなるのか、これについて、これは町民課でしょうか、伺います。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えをいたします。

令和6年度予算案での概算になりますけれども、町では高校生に当たる年齢まで福祉医療の対象といたしておりまして、県の案では中学3年生までということ。さらに町では入院費も対象としておりますが、県では通院のみということですので、こうした点に差異が生じます。これらを案分などにより算定をいたしますと、令和6年度での予算上最大で250万円程度の影響がある可能性があると考えられるところです。

以上です。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） ありがとうございます。ただいま、お言葉、概算をしていただきました。マックスで250万円財源が浮くと。そうすると、これを生かす可能性、ほかの施策に生かす可能性が出てきたわけです。

それで今、私が提案したいのは、子どもの医療費に対して1、医療機関について500円の自己負担額がかかっているんですけれども、この医療機関の数に応じて、また子どもが多ければそれにそれぞれ払わなくてはいけないということになります。そして令和4年における住民の自己負担金、レセプトの数にもよると思いますけれども、自己負担金はどれほどでしょうか、伺います。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

子ども医療費の自己負担金ということでございますが、令和4年度の総額で386万6,000円となっております。

以上です。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） これは子育て支援の立場から、伊那市とか南信の自治体では既にこの500円の自己負担金をなくしているんです。その数はどんどん増えています。名実ともに無償で、全くお財布を持たなくても駆け込めるといふ安心の制度になっているわ

けですけれども、この自己負担金をなくすというところで、ただいまの250万円が生かせるのではないかと考えるわけです。それだけではもちろん不足なので、町の財源も必要になるんですけれども、県が半分負担を、まず中学3年生まで半分通院の分負担をしてくれれば250万浮くということになれば、このところでできるのではないかなと思うわけですが、これについて町長、お考えいかがでしょうか。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） ただいま頂いた質問の件でございますけれども、これは昨年の6月の定例会の一般質問でもお答えをしておりますけれども、子ども医療費の自己負担撤廃ということにつきましては議員のおっしゃることも一理ありますが、過剰な受診につながるというような実証実験、実証の研究による指摘もございまして、これについては慎重に考える必要があるだろうという認識であります。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） 過剰なおっしゃったんですけれど、何でも早期発見、早期治療と申します。早め早めの手当が結果的には医療費を削減するというのはこれまで実証されたことではないかと。ここは提案にとどめます。

もう一つは、この250万の使い道の一つとして提案をしたいのは、国保会計における均等割の負担をなくすべきではと、このこともたびたび申し上げているところなんですけど、ペナルティーがなくなったことで先ほど15万というお話だったんですけれど、そう大きな財源が浮くわけではないなというふうに受け止めました。立科町では子どもの均等割は医療分だけで2万1,000円、支援分を入れると6,000円で合計2万7,000円なんです。約半分なので1人当たり1万3,500円、未就学については家庭の負担になっているんですけれど、これが100人足らずだと思います、今の町、残念ながら少なくて。これで計算すると135万くらいということかなと思うんですけれど。

これも提案なんですけど、その浮いた分をどう生かすかというところの提案の2つ目は、子どもの均等割の自己負担分をなくすことに使えないかというのが提案です。小海町では第3子以降の均等割を公費負担以外の自己負担分を全額補助しています。長和町は18歳以下に拡大したそうです。木曽町もそうだということです。子どもにかかる子育て家庭の負担を軽くしたいということで、様々工夫をされているんですが、この問題についてはいかがでしょうか。これも町長、伺います。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 子どもにかかる国民健康保険税均等割の軽減ということにつきましては、ご承知のように令和4年の4月から子育て世帯の経済的な負担の観点から、国と地方の取組として未就学児にかかる均等割、ただいま議員のほうでおっしゃっていただいた年額2万7,000円、その2分の1、いわゆる1万3,500円を公費にして軽減しているものということでもありますけれども、この国民健康保険の制度では、全ての世帯が等しく保険給付を受ける権利がありますので、原則均等割の人数で応じた額はご負担を

いただく必要があるというふうに考えています。しかしながら、少子高齢化の進展や経済情勢の変化等を考慮した制度の改正によりまして、当町でも随時軽減等に対応しているものでありますが、安定した国保財政の確保と受益者負担の原則により一定のご負担が必要であるという、この考え方になるかというふうに思います。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） これまた、まだ決定をしたわけではないので、その準備が必要ではないかというところの提案だというふうに受け止めていただければいいと思います。

3つ目の子育て支援金の創設に伴う新たな施策展開はということもこれまだ決まっていないというお答えなので、まだお考えになっていないようなので提案をしたいんですが、これは子育てに使うということなので、保育園に入っていない未入園児の方の一時預かり、これ結構増えているんです。ここは自己負担になっておりますので、こうしたことも子育ての負担を軽くするということで、保育園に入っていない子ども一時預かりの利用料補助にも回したらどうかなと考えるわけですけど、これもひとつ考えていただけないかということで、町長お願いします。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） この未就学児の保育園の一時預かりについて、県では子育て家庭への現物給付という考え方となっておりますので、詳細が分かったところで検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） 検討してもらいたいというか、検討を指示するというので受け止めてよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

次に行きます。入学時における保護者負担の軽減についてということです。町では昨年从小中学校の中学用カバンを公費支給として、住民の負担軽減につなげました。入学時における保護者負担の軽減は、本当に喜ばれているところです。

さて、そこでさらなる施策展開ということをもたまたまご質問いたします。これ、もう私もいつも引き合いに出すんですけど、南牧村とか小海町なんかは大変進んですごいなといつも感じているんですけど、これはこういうことがあるよということをお示ししたいと思います。南牧村ではとうとう小学校に入学するときに10万円、中学に10万円、高校入学も10万円に拡大したそうです。お金がある町なんではないでしょうか。こういう子育ての負担軽減、私もるる申し上げましたけれど、小学校に入学するときはカバンとか何とかで5万、中学は特に制服がかかるので10万円はかかるということも申し上げてきました。その負担軽減のために南牧村ほどでもないけれども、若干の支援が必要ではないかというふうに思います。特に制服代についての補助については再三申し上げているところです。あまりにも高額になるものですから、これについて教育長は前、どうしても制服が必要だとおっしゃいました。同じ中学であることのアイデンティティーとか自覚とか、それをつなげる上で制服が必要だとおっしゃったわけ

です。必要だとおっしゃるならば、経済的に厳しい家庭には当然支援があつてしかるべきではないかと思うんですが、この入学時における保護者負担の軽減について、新たな政策展開としてはどうでしょうか。これまた、町長お願いします。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 今、議員のほうから次から次へ、政策展開、政策展開というお話がありますけれども、私ども立科町も今例に出されました小海町や南佐久のほうの関係の行政ありますけれども、立科は立科としての独自の子育て支援の支援策を私はやってきたという思いであります。これは少なくともその行政における、いわゆる優先順位、何をもってその子どもたちに対して今、立科の子どもたちにとどのような支援をしていくかということが一番のキーポイントでありますので、そのことを常に頭に置いております。そういった中で今、話がありました、学生服等の購入に対する関係、これは高額であるというお話でありますけれども、これらについては私どもまずは元気に学校に行ってもらいたいという思いの中から、いわゆる入学時に通学用カバンということで見たわけであります。こういったものを今後どういうものが立科の子どもたちにとっていいのかということを、今後しっかり考えていくという段階であるというふうに思います。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） 次から次へとおっしゃったんですけれども、私は憲法にある義務教育はこれを無償とすると、ここの精神に立っておりますので、限りなく負担をなくすために言い続けるかなど。言い続けるというか、あちこちでやっているよいことを一生懸命私も勉強して、こういうことがあったらいいんじゃないでしょうかと提案をする立場でいます。駄目だとかって批判しているわけではありませんので、よく頑張っていますねということを言いながら、もうちょっとまたお願いしますというところで、これは町民の子育て家庭の声だということをご紹介しているところなので、誤解しないでいただきたいと思います。義務教育が無料になるまで私は頑張りたいと思っております。

次の質問に行きます。2点目は、公共交通計画の見直しについてです。

先日、企画課によるアンケートなどの分析を踏まえて、新たな地域公共交通計画の策定に向けて町民に説明がありました。高齢化の進む当町にあって、また町外の高校、病院などに通う住民にとって、公共交通の改善に対する期待は本当に大きいと考えます。新たな計画がどのようなものになるか、その概要を伺い、住民のニーズに合ったものに改善することが期待されています。鉄道のない当町では、バス便の改善については、免許を返上したい高齢者や免許を持たない高校生などにとっては、生活に直結する極めて重大な関心事です。次期計画の骨子と町長のお考えを伺うものです。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、地域公共交通の見直しの関係について今、質問がございました。お答えをさせていただきます。

近年、路線バスまたタクシーといった公共交通機関を取り巻く状況は、それぞれの地域事情また社会情勢等によって異なるものでありますし、全国的に見ても様々な課題が挙げられ、いずれの地域においても維持確保に関しては非常に厳しい環境にあるというふうに私は捉えております。こうした状況を踏まえて、国では地域公共交通の活性化また及び再生に関する法律等の一部改正を令和2年11月に施行し、全ての地方公共団体において地域公共交通に関するマスタープランとなる地域公共交通計画を策定すると示しております。

当町では、平成30年度に策定をいたしました立科町公共交通網形成計画が本年度で期間満了を迎え、法改正に向け5年間の立科町公共交通計画を今年度に策定し、今後はこの計画をもとに町民、事業者、行政などの地域公共交通に関わる全ての関係者が相互に連携して、地域公共交通の確保、維持、改善に取り組んでいく必要があります。このためには、当町における地域公共交通に関する様々な課題に対応し、当町が目指すべき地域公共交通の姿を明らかにすることを目的として、立科町公共交通計画の作成を進めているところでございます。

ご質問の計画の骨子につきましては、担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

議長（今井 清君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 計画の骨子につきましてお答えいたします。

計画の策定につきましては、当町の公共交通に係る現状と問題点を4つの視点から探り、課題を抽出し、その課題解決のための改善方策を検討し、これを踏まえて3つの基本方針にまとめております。

計画策定に係る住民意見交換会では、この基本方針、目標及び実施する施策を計画の骨子案として概要を説明しました。基本方針等については変更等もございますので、現状の計画草案に基づき申し上げます。

基本方針1、町民のニーズに合わせた持続可能な公共交通網の構築では、町民のニーズに合わせて、たてしなスマイル交通等を見直し、定時、定路線にこだわらない新たな交通形態の導入検討を行い、将来にわたって持続可能な公共交通網の構築を図るものでございます。基本方針や目標達成のために実施する施策としては、町民アンケートの運行形態に関する設問で最も回答が多かった、朝夕の通勤通学時間帯は定時定路線型の運行、日中の時間帯はデマンド型交通とするなど、それぞれを組み合わせた運行等の導入検討、フリー降車の継続実施、たてしな定額タクシーチケットの継続実施、福祉型デマンドタクシーのサービス拡充などを行ってまいります。

基本方針2、誰もが公共交通を利用したくなる環境づくりでは、当町の公共交通を利用する全ての人々が利用しやすい環境や設備を整えるもので、これまで移動手段を自家用車に頼っていた人たちも、公共交通を利用したくなるような環境づくりを目指します。実施する施策としては、車両の更新導入、たてしなびと連携した公共交通予約システムの導入検討、商業施設や観光施設との連携による各種サービスの実施、乗り継ぎ割引制度等の導入、バス利用に関する講習会の開催などがございます。

基本方針3、観光来訪者の移動を支える交通手段の充実では、観光来訪者の移動を支える交通手段の充実を図り、観光地へのアクセスしやすい環境を整えていきます。実施する施策としてはシラカバ線シャトル便の継続運行、公共交通情報の提供などがあります。

以上です。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） ただいま概要が述べられました。まず、町内を走るスマイル交通については朝夕の6線を残して、基本は日中は予約によるデマンドタクシー制度にすると。それから定額タクシーチケット制度と福祉タクシー制度も残すということだと理解をいたしました。私も見ましたこの公共交通の基本計画の中に、地域の実情に合った形態、立科らしいデマンド交通ということに表現があるんですけども、これについてはどうということでしょうか。

議長（今井 清君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

デマンド型交通を導入する際には、当町の地形、立地、交通事業者の状況、各種アンケート調査結果等を考慮し、安定的な運行の確保を目指すことから、当町の地域の実情に合った運行形態を検討してまいりたいと考えております。また、先ほども申し上げましたとおり、町民アンケートの結果から時間帯によって定時、定路線型の運行とデマンド型の運行を組み合わせた運行形態とすることが、町民の皆さんが要望する地域の実情に合った運行形態であると考えております。なお、デマンド型交通の予約にはたてしなびを活用することも考えております。

以上です。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） 立科らしいということは、路線バスとデマンド交通を組み合わせるとか、たてしなびからも予約ができるということなわけですか。そしてまた国庫補助もちゃんと利用しながらやるということと理解をいたしました。一応確認ですが、利用料金については200円のままでしょうか。住民の中からは、デマンド交通なんだからせめて次の乗り継ぎ場所、例えば望月のバスターミナルまでの延長などはないのかどうかという問合せもきています。これについてお答えを頂きたいと思います。

議長（今井 清君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

この計画は方向性を示すものでありますので、デマンド型交通を導入する際には形態と合わせて利用料金も検討してまいりたいと思います。今言った望月までのものも、現在のところは一応町内に限ると考えておりますが、導入形態についてまた検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） まず1つは、町内の交通を便利にするということが1つあると思いますが、また同時に立科町は町外に出かける人も大変多いわけで、やはりその連携が取れていない、唯一残っているのが中仙道線と丸子線もそうですけれども、どうしても次の交通手段のところまで移動するというのが断たれているというのが大きな問題だと思うんです。そこについての、残念ながらお答えがちょっとない、これから検討するというお話だったので、そこに救いを求めたいと思いますけれど、そこは期待をされているところですか。

それから次、定額タクシーチケットの問題でお伺いします。継続予定だということでした。現在は6,000円で3か月有効だということなんですが、実は佐久のほうの病院に通っていらっしゃる方から1回1,000円、往復2,000円、毎月1回だったら3か月で使い切るということなんですが、お医者さんの関係で今月は来なくてもいいよということになると無駄になってしまうと、この2,000円が。そういうことを言われました。もう少し長くないんでしょうかという提案があったんですけど、この使いやすいということでは期間3か月限定でなくてはならないのか、もうちょっと長くてもいいのか、そういう毎月1回病院に行くことが必ず決まっている人はいいんですけど、そうでない場合もあるので、もう少し柔軟さが必要ではないかということなんですけれどもいかがでしょうか。

それからもう一つは、現在の定額タクシーチケットは中仙道線の日中の運行を補足すると、補完するという役割があると私も理解しておりますけれども、もうちょっとほかのところにも行かれないのか、ご近所まで行かれないのか。何と言っても町役場まで来なくちゃいけないという、来なければ乗られないということになると体の具合の悪い人なんてのは大変負担になっているわけです。そこら辺がもう少し柔軟にならないかどうか、お伺います。

議長（今井 清君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

たてしな定額タクシーチケットの3か月券につきましては、期限切れとなるものもあることは承知をしております。月に1回の病院への通院等を基本として、3か月で6回分と想定し、事業者との協議でも納得を頂き設定しましたので、現時点では3か月は妥当と考えております。

また、定期的に利用されない方にも対応できるよう、1週間の有効期限で2回を上限にご利用いただける券も販売しておりますので、3か月で6回が使い切れないう方には、こちらの券の購入をお勧めいたします。

柔軟なルート設定をとということでございますが、たてしな定額タクシーチケットは事業主体となる望月ハイヤー有限会社が、北陸新越運輸局、長野運輸支局から一括定額運賃制度の認可を受けて行っているものでございます。この制度では、乗降する地点の設定が必要であり、事業の目的が令和3年10月に大幅減便となった中仙道線佐久方面の補完であるため、町内の中仙道線佐久方面のバス停を乗降車地点として設定しております。

以上です。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） 定額タクシーについては一定の制約があること、理解いたしました。そうすると、これからデマンドタクシーが本格化になりますと、町民は町役場までまずデマンドで来て、それから定額タクシーに乗って町外に出ると、そういう考え方ができるようですよね。ただそこは費用負担の問題もあるので、さらなる改善も期待をしたいところです。

次の質問に行きます。説明会での住民の意見はどのようなものかということで、私も説明会、残念ながらそのとき公務が重なっておりまして出られませんでした。住民の方から説明会を受けて、どのようなご意見があったでしょうか。また今、パブリックコメントを募集中ですけれども、やはり高齢者はなかなかホームページ上というのは馴染みが薄いのではないかと思うんですけれども、一番よく利用している、これは公共交通のアンケートの中でも分かりましたけれど、10代の方と60歳以上の方たちにごのような意見聴取をされるのか、そこについてお伺いします。

議長（今井 清君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

計画策定に係る住民意見交換会は、本年1月23日に立科出張所で、翌24日に役場で開催し、計18名の参加がございました。意見交換会では、立科町地域公共交通計画の策定に係る概要説明として、立科町の公共交通の概況及び計画の基本方針、目標、実施する施策の骨子案等を説明後に意見交換の時間をとり、様々なご意見、ご質問を頂きました。参加者の皆様のご意見から、当町も含め全国的にもゆくゆくは高齢化社会となっていく中で、地域公共交通に対する需要は必然的に高くなっていくことについて、心配されることを伺い知ることができたことから、今後も地域公共交通を継続、維持していくという当町の考え方とおおむね一致していることが確認できたと捉えております。

また、計画策定に係る現状問題点を捉える一つの視点として、町民の皆さんを対象にした公共交通に関する町民アンケート調査をはじめ、たてしなスマイル交通、たて

しな定額タクシーチケット、シラカバ線シャトル便及び路線バスの実際に利用している方にもアンケート調査を実施して、多くの町民の方の意見を既に計画に反映しております。それを踏まえての意見交換会でありますので、2回の開催とさせていただきます。移動に時間のかかる蓼科地区の蓼科出張所と役場を会場として開催し、多くの方から様々なご意見等をいただき、とても有意義な意見交換会であったと捉えております。なお、現在この計画の意見募集、パブリックコメントを明日まで実施しております。

以上です。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） 私も自分が出られないものですから、説明会がありますよというお知らせのチラシを持って、これまで知り合った公共交通に困っているという方に結構配りました。ぜひ行ってください。だけどそこへ行かれないというんですね、日中若い人がいないとか。行くのにバスで40分も乗らなきゃいけないとか。様々な理由で行けなかったんです。やっぱり一番バスを必要としている方たちが参加できないという状況があるんだと思うんです。1回もうここで計画を作りましたので、いくらアンケートとは言っても生の声をもっとちゃんと聞く必要があるなと思いますので、これは私もぜひ計画のこれからパブリックコメントの後、説明会もあると思うんですけれど、ぜひ地域でもっときめ細かく出向いて行って、こういう計画にしますよという説明会をしていただいて、意見は聞いてもらいたいなと思います。それについてはもう十分だというお答えだったんですけど、アンケートは2,000件でした。何しろ説明会に来られないという、本当にニーズのある人の声をどう聞くのかという点はどうお考えになるか、その点だけもう一回聞きます。

議長（今井 清君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 先ほども申したとおり、たてしなスマイル交通をはじめ、たてしな定額タクシーチケット、シラカバ線シャトル便、あと立科町に関係ある路線バスの利用者にアンケート調査ということで、バスに調査員が乗り込んでお一人お一人からご意見をいただいております。それを基に計画をつくっているの、十分反映されると捉えております。

以上です。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） 担当としては努力をしているという言葉は受け止めましたけれど、でもまだまだ言えない人たちもたくさんいるということの事実は知っておいていただきたいと思います。

次に行きます。立科町の公共交通考える会から、改善についての要望書が出されました。それぞれの要望についてどのように検討されたかということで、ちょっと項目を抽出いたしまして伺います。

まず、先ほども言いましたけれど、町外への交通アクセスへの改善についてどうなのかと。特に乗り継ぎ割引制度ができたんですが、それはどういうものなのか。そもそも町の乗り継ぎができるのかどうか。先ほど他方面に展開する、望月のバスセンターからほうぼうへ行くとか、田中とか滋野駅から次のほうに行くとかって、そういうやっぱり乗り継ぎが必要ではないかと思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

議長（今井 清君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

乗り継ぎ割引制度等の導入につきましては、立科スマイル交通と町外を結ぶバス路線との乗り継ぎ割引制度を導入し、周辺市町村への移動等の利便性向上を図るものでございます。町外を結ぶバス路線には、千曲バスが運行する中仙道線佐久方面と東信観光バスが運行する中仙道線大屋方面、丸子線、アルピコ交通が運行する白樺湖車山高原線を想定しております。

たてしなスマイル交通の町外への運行につきましては、全国的な運転者不足と国の労働時間規制強化がされる中で、既存のバス路線では特に利用者が少ない便から減便対象とされている実情もありますので、存続のためにも中仙道線等の既存の公共交通をご利用いただきたいと考えております。

以上です。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） それでは、次にもう一つ。中仙道線の改善要望が出されていまして。

1つは朝夕の中仙道線を走っているんですが、病院が終わって帰りたい午後1時、2時代がなくて、結局夕方まで待っているという方がいらっしゃるんですが、午後1便、もう1便増やしていただけないかという要望があります。これについてはいかがでしょうか。

そしてもう一つは、高校の部活帰りの生徒が利用できるように、7時以降の便の増便についてはいかがでしょうか。

議長（今井 清君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

まず午後1時の便からお答えいたします。全国的な運転手不足と国の労働時間規制強化が4月から始まる中で、増便は多くの利用者が見込めないと難しいと考えております。当町と佐久市による委託運行に移行した際に、減便となった平日の日中及び土日祝日の移動手段を補完する目的で、たてしな定額タクシーチケットの販売を行っておりますので、ご活用いただきたいと思います。

次に、高校生の部活帰りの生徒が利用できるようにという、もう一便増便については、この質問は以前議員から一般質問を頂いております。本年度、佐久市内の高校に通う佐久市、浅科、望月地区及び立科町在住の生徒に実施した路線バスに関するアン

ケート調査の結果、佐久市と委託運行を行っている中仙道線佐久方面で高校生の部活動対応便として1便の増便を佐久市と協議調整を行い、4月からの運行開始に向けて、来年度の当初予算に計上しております。

以上です。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） 高校生については、改善が一部増えて図られたということで受け止めました。

次に上田方面です。東信観光による大屋駅までの便、夕方の便などは減便されるようですが、朝7時台の増便をという要望、そして料金が中仙道線に比べて高いということで、上田なんかの広域行政での協力でもう少し安くないのかという要望についてはいかがでしょうか。

議長（今井 清君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

中仙道線大屋方面の増便につきましては、先ほども申し上げたとおり、全国的な運転手不足と国の労働時間規制強化に伴い、運行事業者の東信観光バスから4月からの中仙道線大屋方面丸子線の減便の申入れがあって、上田市と協議を行い、バス路線の継続や運行事業者が法を順守して安全に運行していくため、減便に応ずることになり、要望に沿うことは難しい状況でございます。

また、中仙道線大屋方面と丸子線の負担軽減につきましては、この2路線は廃止路線代替バスとして、上田市と赤字補填の補助金を運行事業者に交付しております。

当町の来年度当初予算額は、佐久方面の中仙道線の委託運行に係る負担金より多い1,600万円ほど計上し、確保維持に努めているバス路線でございます。

確保、維持していくために1,600万円ほどの多額な負担をしておりますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） この問題では、地方自治体の負担では本当に限界があるなというふうに思います。これについては国に対しても大いに働きかける必要もあると思いますので、また行政からも国土交通省の中に公共交通についての補助をもうちょっと強めるようにというようなことを要望する必要があるということを意見として申し上げておきます。

次に福祉型デマンドタクシーなんですが、先ほども維持をするということだったんですが、これでデマンドタクシー、デマンド交通が一般的になりますと、免許返納者とかルートから外れた人はデマンドに移行するだろうなということが予測されます。そうすると、いわゆる車椅子の方たちがご利用になるということが大変重要になってこようかなと思うんですけども、文字どおりの福祉型になろうかなと思っていま

す。そうすると、まず町外の病院なんかにもそのまま移動ができないかと、これは大変強い要求ではないかと町内だけではなくて、そこは考える必要があると思うんですが、この計画でも63ページに福祉型デマンドタクシーのサービス拡大を図ると、町外への移動にも対応できるようにするなど書いてあるので、そのように検討されるのかなと思うんですけども、これについてはいつ頃までにということをお願いしたいと思います。

議長（今井 清君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 福祉型デマンドタクシーの町外への運行については、今後具体的な検討を進めてまいります。

一応、計画の中では、福祉型デマンドタクシーのサービス拡充は検討、調整を進め、令和7年度から段階的に実施していくと記載しております。なお、現在も川西赤十字病院では、無料送迎を実施しておりますので、ご利用いただきたいと思います。

以上です。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） 福祉型デマンドタクシーの料金について伺います。

これまで600円だったんですが、文字どおり福祉型なので要するに実態を見ますと、福祉の人は通常のデマンドよりも半額にしているところが多いんですが、これについてのお考えはいかがでしょうか。限りなく低減すべきだと考えます。これが1つと、補助員が必要な方がいらっしゃるんですよ。一人では外出ができない方たちのための補助員の方も同じように600円払うのかどうか、これについて私改善が必要だと思うんですけどもそれについてのお考えについてお聞かせをください。

議長（今井 清君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 福祉型デマンドタクシーの料金につきましては、たてしなスマイル交通の最大運賃500円より高く、タクシー初乗り料金よりも安いということで設定された経過がございます。それと、もう一つ、福祉型デマンドタクシーに介助される方、うちの方が乗った場合も料金は同じ600円をいただいていると思っております。

以上です。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） 福祉型なので、今申し上げますけど、これまでやってきた中でルートから外れた人とか免許返納した人たちも参加していたんですけど、その人たちは今度デマンドに移行するわけですよ。そうしたら文字どおり車椅子対応の人たちが多く利用することになれば、やはり介助をする人も必要になってくるんじゃないかという点で、利用料金そのまま介助員も同じ料金というのは、余りにも福祉ではないということは申し上げておかななくちゃいけないので、これはしっかりと見直していただきたいと思っております。これについては、今のところの答えが分かりましたので、次に行きます。

最後に見直しの問題です。大概の計画は5年間継続してやるということで、あまり

にもスピード感がないということなのですが、今度の計画では毎年6月頃見直すということがきちっと書かれておりますので、見直しは柔軟に短期間で行うということの理解でよろしいでしょうか。

議長（今井 清君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

先ほどの福祉型デマンドタクシーで介助の方も乗る場合は、実際に乗る方と介助の方合わせて600円という設定で行っています。タクシーなので、1台幾らという形でやっているということでございます。

計画の見直しについては、本計画は年度ごとにPDCAサイクルによる継続的な評価を実施して、施策の実施状況や目標値の達成状況の評価や検証を行い、必要に応じて改善見直しを行います。目標の達成状況や事業の実施状況に応じて計画及び事業の見直し、検討を毎年行います。また、利用状況の分析、利用者や住民からの意見を踏まえ、利用促進に向けた見直しを行いますということで、それは計画に載っていることなので、このように実施していきたいと今は考えております。

以上です。

議長（今井 清君） 村田桂子君。

9番（村田桂子君） 町民からわざわざ電話があつて、5年決まったらずっとこのままじゃないだろうねというから、計画には1年ごとに見直して書いてありますからどんどん意見を言ってくださいというふうにお伝えしておきました。行政は1度決めたことはなかなか変えないということがありますので、公共交通については、本当にお試し、試行期間じゃないけど、やっちは検証し、やっちは検証しということをやっつて、本当に実効的な計画になることを心から願っているところですので、また期待をしておきます。

最後時間がありませんので、次に高齢者の社会参加について申し上げます。

高齢者の社会参加を諦める要因の一つとして話の内容が聞き取れないということがあります。高齢化の進む当町においては、加齢による聴力の衰えに対して、補聴器購入補助制度をつくって積極的な社会参加を進めるべきではないかの質問です。以前にも質問しましたが、最近にも補聴器の必要性を痛感することが起きて再度の質問になりました。

私の集落には大勢の名人がいらして、みんなで集まってはそその手仕事の見事さに関心していますが、名人の1人がその集まりの会合への出席をためらわれて欠席されました。早速お尋ねするとその方が、話の内容がちっともわからなくて迷惑をかけるといけないから、欠席することにしたとおっしゃるのです。地域で力を合わせて成功させたイベントの反省会によく聞こえないからと遠慮されての欠席でした。高齢者がさまざまな活動から手を引かれる、その大きな要因に耳の聞こえがあることを痛感しました。

今や3人に1人が65歳以上の高齢者となり、70代、80代であってもお元気で大いに活躍してもらわなければ町も成り立たない状況となっています。

そこで、補聴器が聞こえを補うために重要となりますが、これがなかなか大変です。本人にあった補聴器に出会うまでに時間がかかります。またお値段もお手軽のものから高額なものまで多種多様です。社会参加を諦めないように、加齢性による難聴には聞こえの支援が必要ではないでしょうか。町長の見解を伺います。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

高齢者の聴力の衰えに関しましては、令和4年度に長野県下統一様式で行われました高齢者等実態調査におきまして、初めて関連する項目が盛り込まれたとのございます。その結果を見ますと、耳の聞こえにくさを感じている高齢者は多いと受け止めております。その対応につきましては、これからのこととなりますが、まず高齢者ご自身による予防などについて啓発を図っていくことなどが先決であろうかというふうに思われます。ご質問では、補助金制度の創設というようなことをございます。町独自の補助金制度を設けるということについては、前回申し上げましたが、慎重であるという必要があると考えております。また、この件について一足飛びに補聴器の購入ということについて懸念をしていることがございます。それは、補聴器購入の助成を行っている自治体への調査を行った報告によりますと、助成をしたとしても使いにくい、雑音が入るなどの理由で装着しない人も多いという点でありまして、そうしたことには私どもの身近でも耳にすることがございます。そうなれば、補助金が有効に使われていないということになります。そのようなことをございまして、有効な手立てについては今後模索をしてみたいというふうに考えております。

議長（今井 清君） 間もなく時間となります。まとめてください。

9番（村田桂子君） 時間もありませんので、ご紹介のみにとどめたいと思います。

残念ながら補聴器購入補助はないということでしたんですが、立科町がこの間つくれた高齢者の計画、立科町高齢者福祉計画によりますと、何と2040年には44.9%が高齢者になると。半分です。さらに、認知症と認定された方は目と耳の病気が多いということも言われております。高齢でもこれから高齢者が増えて、しっかりと立科町を支えていかなくちやならない方たちが耳が不自由で参加ができないということになると、これは社会的にも大変もったいないということになります。そこで、町長は今予防の啓発とか、慎重であるべきだとおっしゃったんですけど、既にもう増えているところがあるんです。長野県でも去年の4月では8町村だったんですが、今年の1月は6つ増えて14町村が補聴器に対する補助制度をつくっています。特に南牧村なんか

では、令和3年から3分の2補助を行っておりまして、若年性の18歳からもやっております。上限10万円になりました。所得制限なし、お医者さんの診断書が必要です。

また、東京都などでも、高齢者の聞こえのコミュニケーション支援ということで、費用の2分の1を補助すると。最高は港区で13万7,000円の補助制度ができています。そうしたことで高齢者がちゃんと社会に参加して社会の一員として活躍ができる社会、こういうことを支援するのが行政の役割ではないかなと思います。町長、私もそうですけど、だんだん耳の聞こえが悪くなってまいります。それを補う制度が必要ではないかと思うので、これについてももう一度町長のお考えを伺います。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 議員のおっしゃることをよく分かります。私も高齢者になってきておりますので、この聴力の問題もですが、私はもちろん聴力も大事です。ですが、やはり高齢者になれば、このこともですけれども体全体の健康、このことがやっぱり大きな問題じゃろうなというふうに思います。もちろん聴力はその一つでありますので、今後これら生活習慣の見直しというのも含めて、機能の衰え、こういったものをしっかりとヒアリングしていく、こういったことを続けながらこれからの医療機関の受診等もお勧めする中で、こういった問題に今後どのように対応していくか、検討していかなくちゃいけないというふうに思っております。

議長（今井 清君） 時間となりましたので、9番、村田桂子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は2時40分です。休憩に入ります。

（午後2時32分 休憩）

（午後2時40分 再開）

議長（今井 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告順4番、**8番、森澤文王君**の発言を許します。

件名は **1. 有害鳥獣駆除について。**

2. 道路沿い及び里山の整備について。

3. 移住定住政策について。です。

質問席から願います。

〈8番 森澤 文王君 登壇〉

8番（森澤文王君） 8番、森澤文王。通告に従い、質問いたします。

今回の質問は、昨年11月に議会が開催しました町民の皆様との意見交換会にて寄せられたご意見を中心に構成させていただきました。

それでは、1、有害鳥獣駆除について。

来年度に向けての有害鳥獣駆除の町の考え方を問う。（1）と合わせてお答えくだ

さい。

(1) 観光地の有害鳥獣対策のこれまでとこれからはとしました。意見交換会では、観光地をより魅力的にしようと、蓼科区の方々に花を植えるなどの活動をされても、鹿に食べられてしまって全くうまくいかないというお話をいただきました。

以前から伺ってはおりましたが、ずっと解決できていない問題であるということであると認識を改めたところでございます。確かに、夜間の県道沿いのホテルの入り口付近にも鹿が三、四頭いるぐらいですので、観光地の有害鳥獣駆除の方針などは、町がしっかりと示していただいたほうがよいと考えます。

観光地の有害鳥獣対策のこれまでとこれからについて、町長に伺います。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

私からは、来年度に向けての有害鳥獣駆除の町の考え方についてお答えをさせていただきます。

なお、観光地の関係につきましては後ほど、この後、担当課長のほうから答えさせていただきます。

町の猟友会員の高齢化によりまして、ニホンジカ等の有害鳥獣駆除数が年々減少傾向にあることから、捕獲をいただく猟友会員の確保が第一であるというふうと考えておりますので、新たな取組として来年度へ向け、地域おこし協力隊制度を活用し、鳥獣被害対策員を募集をしております。現時点では、採用に至ってはおりませんが、数件問合せがございましたので期待をしているところであります。

また、立科町猟友会と佐久市猟友会協和支部で協同捕獲の打ち合わせを行い、来年度は佐久市と合同で新規わな免許取得者確保に向け、免許取得に向けた講習会も計画をしておりますので、広報等による新規の有害鳥獣駆除有資格者の確保と合わせ、周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

本年度は、ニホンジカの捕獲頭数の増加に向け、狩猟期間中の重機による有害鳥獣駆除期間を11月の15日から2月の15日まで許可することといたしましたので、引き続き駆除の強化にも努めてまいります。

ニホンザルの対策につきましても、本年度防止対策の現状や農作物被害の状況を把握し、有害鳥獣としての猿の捕獲許可を得て、雨境駅に捕獲おりを設置いたしましたので、捕獲による駆除を進めてまいりたいということも合わせて考えております。

なお、冒頭申し上げたとおり、観光地の有害鳥獣対策につきましては、担当課長から答弁をさせますので、お聞きください。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

観光地の有害鳥獣につきましては、佐久地域振興局の協力により、白樺高原で被害の多いニホンジカの生息状況の調査を、役場から蓼科第二牧場の間で実施しております。

令和4年度は、役場から牧場までの県道沿いで48頭、牧場内で191頭、計239頭、令和5年度は県道沿いで71頭、牧場内で84頭、計155頭と多数の目撃が確認されておりますので、現在まで第二牧場におりわなを設置するなど、観光地の有害鳥獣駆除について対策を講じてきたところではありますが、高原エリアが住民の生活エリアから遠隔にあることもあり、おりわなも有効に活用されておらず、効果的な駆除に至っていない状況であったものと認識しております。このため、来年度は第二牧場に設置してありますおりわなを有効に活用し、白樺高原における捕獲の強化に努めてまいりたいと考えております。

猟友会員の高齢化により捕獲従事者が減少する中で、おりわなの定期的な巡回や餌の補充等の負担が一番の課題とされておりますので、本年度は多数捕獲の方法について研究を進め、おりわな遠隔監視操作自動捕獲システムの導入を計画し、来年度の当初予算に計上させていただきました。

おりわなにカメラを設置して、インターネットでおりの様子を監視し、おりにニホンジカが侵入した際に、スマートフォンによる遠隔操作で捕獲します。一度に多数の捕獲が可能となりますので、白樺高原におけるニホンジカの駆除に期待できるものと考えております。

ニホンジカの出没の多い夜間においても、プッシュ通知が届きますので、翌朝速やかに止め刺しすることも可能です。また、猟友会員のおりわなの管理に係る負担の軽減と効率的な捕獲を推進し、狩猟者への関心を高めることにより、課題とされている捕獲従事者の確保にもつなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（今井 清君） 森澤文王君。

8番（森澤文王君） ご答弁いただいたところでございますけれども、新型のわなが導入されるということになりました。予算書のほうをいただきまして、これは一般質問しなくても実は大丈夫だったかもしれないということなんですが、新しい機械でございますので、今後のよい結果を期待して観光地の有害鳥獣駆除の結果がこれで変わっていくであろうということを大いに期待して、この観光地の件に関しては終わります。今後注視ということで、私も免許を持っている一人でございますので、何かあれば頑張ります。

続いて、今最初に町長にご答弁いただいた分の中から、様々この先に関わるいい答弁が混ざっていますので進んでいきますが、（2）これまでの農作物被害から来年度の有害鳥獣対策をどのように考えるか、昨年我が家では一部のそば畑が丸々鹿に食べ

られて収穫量が激減しました。同様の被害があった方の話も多数伺っているところがございます。

観光と農業の町として、町民の皆様が頑張ろうとしているのに、有害鳥獣の被害で活動意欲が失われてしまうというのは、最も避けたい事態の一つです。来年度の有害鳥獣対策、これだから農業方面の考えを町長に伺います。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） それでは、お答えをさせていただきます。

農作物の被害、その中でもそばの有害徴収による被害ということで、これは私も出ましたけれども、生産者組合の総会でも報告がされております。

先ほど、担当課長からも申しあげましたけれども、地域の住民や佐久地域振興局の協力などもいただいて、ニホンジカの生息状況、これも含めてニホンザルの防止対策の現状で、農作物被害の状況も把握することができましたので、来年度は猟友会にも協力をいただいて、おりわな等を活用した有害鳥獣の捕獲駆除の強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

防止対策として、ニホンジカなどの侵入を防ぐための防止柵の管理も地域の皆様と協力して引き続き実施してまいりたいというふうに思います。これは、ただ単に行政だけでできることではありませんので、地域の皆さんにもご協力をいただくということが前提かなというふうに思います。また、電気柵の補助事業も有効に活用していただくということも思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（今井 清君） 森澤文王君。

8番（森澤文王君） 猿の話は以前から質問している中でも多々出ている中で、まだ捕獲実績の話まで来ていないかなというふうに思います。地域の方々からは、猿の見回りなどをちゃんとやらなければ、猿に関しては全然追い払うことはできないですよと。

今回、農業と書いてあるんですけど、猿で一番私たちが危惧しているのは、これによって近づいてきた猿に子供がけがをさせられるというのを一番避けたいんです。大人はなんとかなるかもしれませんが、とにかく猿によって子供がけがをするのを絶対に避けたいので、農作物の被害もさることながらそこまで気を回していただいて、町長の強いリーダーシップで有害鳥獣駆除をどんどん進めていただきたいというふうに考えているのですが、先ほど来ずつと言っていますけれども、私も免許を持っていますので、私も頑張ったいなと思うんですが、この話もう少しやりたいところなんですけれども、先ほど申しましたとおり町長の答弁でかなりいいご答弁をいただいているので、先に進まないとちょっと進まないで、（3）に行きます。

有害鳥獣駆除への補助の考え方は。

私もだから言っても、何度も言いますが有害鳥獣の駆除のために狩猟免許を取りました。このわな猟の免許をしていますと、免許を取ってみようかなというふうに考える方が結構いらっしゃるんですね。免許を取ることにしましては、町からの一

部補助ありますけれども、既に狩猟免許をお持ちの方の中には駆除した鹿の肉を加工して産業化したいという考えの方もいらっしゃいます。町が、今後どのように補助、手助けをしていくのか、町長に伺います。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） それでは、お答えをさせていただきます。

町では新規狩猟者確保のための、狩猟免許試験時のテキスト代や猟友会の会費、この2分の1を補助しております。また、駆除した鹿の肉を加工して産業化したいという、ジビエ利用に向けた取組のお話も伺っており、担当課において国の交付金を活用した処理加工施設等の整備について研究をいたしました。が、事業主体が地域協議会等に限定をされておりまして、個人事業者への支援には至らない状況でございます。

町単独での施設整備等の補助は難しいものと考えておりますので、町といたしましては猟友会員の高齢化や減少により、負担が増大している狩猟者の負担軽減に向けた支援を図ってまいりたいというふうに考えております。

前段、担当課長からも申し上げましたとおり、おりわな遠隔監視操作自動捕獲システムの導入、こういったことなども今後も狩猟者の効率的な捕獲の手助けになる。そういった研究もしてまいりますので、あわせてご協力のほど地元の皆様にもお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

議長（今井 清君） 森澤文王君。

8番（森澤文王君） ご答弁いただいたところでございますけれども、町のほうから産業化に関する補助はちょっと難しいなというようなご答弁をいただいたんですが、先ほど地域おこし協力隊員で有害鳥獣駆除対策委員を求めていくということではいらっしゃるんですけども、単純にイメージですが、よくテレビなどで若い狩猟者がどんどん出てきて、それをジャーキー作ってます、ジビエレストランやってますとかっていうふうにテレビではやっているの、協力隊員というのはそういう都会のほうから来る方が多いですから、来たら自分もそれを産業化しようと思ってくるわけです。

協力隊員の場合は、最終年までやった後に事業のために100万円、国から出ますけれども、それはそういう制度を持っている人がやるからというふうになります。が、実際狩猟をやっている方の中で私より獲っている人はたくさんいますけれども、やっぱり止め刺した後は食べ物なんです。処理するゴミではなくて、基本そこに食べ物があるという状態に変わりますので、それを追いつかなければ埋めたりとかするわけなんですけれども、これもつたいないわけですよ。

特に、この昼下がりに生々しい話をしますが、電気針でつついたり、ハンマーでぶんと殴ったりとかして、その場で鹿の命などを奪うわけです。そこまでやった挙句にただ捨てるというのは、あまりにも味気ないですし、一頭ごとに駆除手当いただきますけれども、さらにそれを進めていかなければ、やっている方はみんな自分が食べるな

りなんなりでも、さっきも言いましたがしつこいような同じ話ですが、ジャーキー作ったり、ドッグフード作ったり、いろんなことを皆さん鹿の肉に関しては考えるわけです。

これをやるのが容易なことではないし、あと町としてはどんどん鹿を駆除してほしいですね。この辺のことを考えると、助けていかなければいけないと思うんですが、今もう一回重ねて聞きますけれども、そこに向けて町長何か新しい措置を考えていくことはありませんか。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 新しい施策ですということなんですが、やはり先ほどちょっと申し上げましたけれども、やはり一つには補助的な要素がないとなかなか単独の小さな行政ではできにくいというよりも、そういう面もありますし、もう一つはこれはもう全国的にこういう、日本全国的にも山間地が多い、中山間地域も多いわけで、そういう中では当然これ立科町のみならず、この近隣もそうですけれども大きな問題なんですよね。

今、捕獲するだけでも非常に大変な状況下の中で、その後の先の支援ということになってきますので、まだまだその捕獲の段階でそれこそいちごっこをやっているような状況の中です。これを、今回はいわゆるシステムを使って新たな体制も打ってきたい。

それから、なぜ協力隊員はということですが、そこに特化した協力隊員がいるということは、それなりにやっぱり知識も豊富になってきますし、またそれに皆さんに協力していただく体制づくりも、役場の職員等でやっているという、行政職員でやっている小諸市なんかの例もありますけども、小諸市もやっぱり最初始めたんですけどもやはり役場職員、ごめんなさい。失礼、基、市の職員ということではなかなか続かないということですので、私どものほうとしてはそういった協力隊員の支援をいただくということをまず考えました。

今、議員のおっしゃっている質問はその先の使い方ということの中で、どういうふうな支援体制があるかということですが、今のところこれという決定打はありません。ただ、ジビエへの問題の関係についても、これも山の一部の方の中ではそれを自身の、いわゆる営業として、経営としてその一部に持っていきたいという人もおりましたけれども、なかなかこれもいい方向には現在、完全に進んでおりません。

ですので、これはこういった小さな町村ということよりも、もう少し大きなくくりの中で考えなきゃいけない問題じゃないかなと私は思っていますので、これからの広域面も含めて、そういった機会にぜひ関係する皆さん、たくさん町村の中におられますので、その方面も含めて話でも持っていききたいなというふうに思っています。

議長（今井 清君） 森澤文王君。

8番（森澤文王君） 考え方の問題も若干ございますけれども、一つもう一回だけ確認します。

町長は、有害鳥獣駆除による観光地が荒れるとか、農地が荒らされて収穫量が減って

農家が困るという状況を打破するために、鹿をたくさん獲りたいと思っていますよね。お願いします。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 当然、単純に考えれば多く獲りたいと思っています。ただ、それが果たして場所場所によっては、観光面というような人たちもいますよね。ですが、こういった地形の中で観光面というのはなかなか難しい。奈良県のようなわけにはいかないというふうに思いますけれども、逆にそういったことも大事なんですけど、ただそれには管理の問題も出てきます。

特にこれだけの距離感のある地域ですので、非常に大変かなというふうに思っていますので、やはり多くの捕獲をしていくということもですけども、それに多くの皆さんが協力していただくという体制も大事なんじゃないかなというふうに思います。

行政だけでできることではないです。これは。ですので、補助制度もあります。じゃあ行政もできます。ですが、地域の皆さんはお願いします、お願いしますだけでは駄目なので、そここのところのやっぱり一つの中での地域の皆さんを巻き込んだ形も必要になってくるんじゃないかなと。そこがちょっと落ちているのかなという部分にも感じております。

議長（今井 清君） 森澤文王君。

8番（森澤文王君） 一般のね、我々もそうですけど、一般人の問題としても意識を上げていかなきゃいけないので、この増員に向けてということがあるのかと思いますけども、常々こういうのはみんな考え方なのですけども、何か補助があるからとかそうじゃなくてとかではなくて、今風に言うとインセンティブっていうんですか、嫌な言い方するとうまみですよ。ちゃんと鹿を取ったら、その分自分にいいものが返ってくる。

今は有害鳥獣駆除の費用として1万3,000円、町から頂けます。これはよそよりどうも高いらしいので、うちの町としては非常に素晴らしいことだと。それを持っているんですが、さらにその先に産業化できる、お金が稼げるというものが付帯してくると、さらに加速するという考え方も一つできますよね。

一つの産業ですからね。鹿が絶滅するまではどうにか産業は維持できるだろうと。そういうような考え方もできますので、今後も協力隊員も今募集中ということであれば、それを考えなきゃいけませんし、あとは私なども蓼科区のほうで鹿肉を出すお店で食べているうちに、鹿の肉がとても好きになりました。

牛、豚、鳥、羊、たまに食べたい日が巡ってくるじゃないですか、私はそこに鹿も入っています。たまに、ああそろそろ鹿肉食べたいわということが混ざってきているので、皆さんがそういう意識になってくると、鹿肉を食べる人が増えれば獲るほうの人の鹿肉もどこかで消費される一つの食材に変わっていくであろうと、こういう考え方もできますので、今後の有害鳥獣駆除に対しては今年度の方針かなり、今までに比べたらかなり進んだ方針をいただいているので、これを注視しながら、私もできるこ

とをやりながら、有害鳥獣駆除に努めてまいりたいと思います。

では、次行きます。2、道路沿い及び里山の整備について。

人と自然が輝く町として、里山整備を進めていく必要性が高まっていると考える。町の今後の方針を問う。(1)と合わせてお答えください。

(1)道路沿いの支障木及び景観の整備について。

こちらにも意見交換会でお話をいただき、私も以前一般質問をしたことで再質問にもなりますが、やはり観光地とつながる県道沿い、道沿いの林が荒れた様子は景観をよいものにしようとすれば整備をしていかなければならないと思います。

支障木などの伐採に補助を出されるようになってから、だんだんと伐採が進んでいるのは見受けられるんですが、今後の町の方針をお答えください。

議長(今井 清君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長(両角正芳君) それでは、お答えをさせていただきます。

観光地につながる県道沿いというご質問でございます。主要地方道諏訪白樺湖小諸線の古町から陣内の区間についてお答えしますが、道路管理者である長野県が伐採等を計画的に対応していただいております。

このことは、私になりまして特に建設事務所の皆さんに大変なご理解をいただいて、ともかく観光地につながる40号線については整備をしてもらいたいという要望の中で、年次計画を立てながらやってきていただいております。

その道路沿いの樹木は、通常は民法の規定により土地の所有者に所有権があります。と同時に、土地の所有者の皆様には現地等をご確認いただいて、樹木等の適正な管理をしていただく義務もあるわけでございます。そういったこともお願いもしてきております。

また、本年度より町では県道沿いに限らず、ライフライン等に危険を及ぼすおそれのある私有林の伐採に対して、これは私、町長挨拶の中でも触れたかと思いますが、補助をしておりますので、ご利用いただければというふうに思います。

住民のライフラインである電線への支障木の伐採については、電力会社からも伐採の要望をいただいておりますので、県のライフライン等の保全対策事業補助金も活用し、本年度は主要地方道諏訪白樺湖小諸線と町道竹熊線、この2か所の支障木の伐採を行いますので、今後も継続して実施をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長(今井 清君) 森澤文王君。

8番(森澤文王君) 現状のご説明をいただいたところでございますけれども、一般質問の妙といひまじょうか、通告制なので通告書を出した後に頂いた公式の書類などを見て、

あらこれタイミング違ったわなんてことがあるわけですけども、そういうこともありまして、次に絡んでいきますので（２）に行きます。

里山の整備と補助について。

里山整備は豊かな自然を持つ自治体の宿命とも言える事業だと思います。支障木だけでなく里山整備、例えるなら個人所有の林でも整備することに補助を出さなければ里山整備は進まないと思うのですが、里山整備に対する町の補助について伺います。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 議員おっしゃるとおり、個人所有の山林の整備は全国的にも、これ大きな課題とされておりますので、森林管理制度によりまして、手入れの行き届いていない森林について、議員もご存じかと思いますが、町が森林所有者から経営管理の委託を受けて、森林経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するということになっております。

当町においては、森林経営管理制度の運用を計画的に進めるために、令和２年度に立科町森林経営管理制度実施方針を定め、意向調査を年次進めておいております。森林環境譲与税を活用して、令和２年度から山部地区、牛鹿地区、それから芦田地区と順次意向調査を実施しております。

経営管理が行われていない森林について、町が仲介役となって森林所有者と担い手をつなぐ仕組みの構築に向けて取組を始めたところでございます。意向調査が終了したところで、その結果を基に私が日頃唱えております里山の森林整備と、こういうものも進めていかなければいけないというふうに思っております。

また、山の町有林につきましても、来年度から終わらないかと思いますが、埼玉県川口市と森の里親制度を締結して、川口市の森林環境譲与税の支援を受けながら、協同で西之沢団地、この森林651ヘクタールの整備を行ってまいります。いろいろな面でこの里山の整備ということについて、いろいろなやり方がありますけれども、まずは多くの所有者は個人所有者が多いわけですね。町有林は別としまして。

そういう中では、やはりそのところをしっかりとどのような管理をしていくかという、まずその意向調査を進める上で、今後の計画的な整備を図っていくということが大事だと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（今井 清君） 森澤文王君。

8番（森澤文王君） 先ほど通告の妙という話をしたところでございますが、通告を提出後に本年度の予算書を頂いたところ、令和6年度の重点指針等の書類も頂きましたところ、森林資源の整備と利活用、町有林野里山年度重点施策ということでいただきまして、あえてこれ質問することがなかったんじゃないかというぐらい、さらにバイオマスプランの導入を推進ということもございますので、この里山整備から出てくる材木の出先も、もう事業的に少し、推進までしか書いてないのでまだ予算化されていませんので確定ではないのですが、先ほど町長が言われましたように、個人所有のところの手

続をなされているそうですが、田舎暮らしの妙というやつで、自分ちの里山は自分の手で手入れしたいなという人も結構いるわけですね。

ただ、あまりにも里山整備というのは重労働なので、さらに出てきた、昔でいうとたきつけに使う枝ですね。ところが今はその辺で、庭でたいていると怒られちゃうということで、積んでおだけ積んでおいてどうにもならないということも多々あるみたいなんですけど、その出口としてのバイオマスボイラーまでちょっと見えてはいるんですけども、里山整備の中にこの重点指針に書いていただきました里山整備とバイオマスが結びついているかどうか、まずお答えください。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） もちろん、私が重点指針に掲げている里山整備、この推進をするというのは、まだ仮定的な話ではありますけれども、少なくとも私、中でも申し上げてますけれども、いわゆるできれば次の自然エネルギーといいますか、再生可能エネルギーになるバイオマスボイラー、こういったところにこういった里山の資源、こういったものも活用できるのではないかなということもありますし、またもう既に行われているいわゆるチップにするという、この企業の動きがもう既にありますので、こういったものも絡めてできればいいんですが、ただこれは今、仮定の話です。

そういったようなことも含めて、私は一つの重点指針に掲げさせていただきました。ですので、先ほど来申し上げてきましたそれぞれの3地区、先行してやってきていますが、その意向調査の中でも既に部分的ではありますけれども整備が図られているところもございます。

ただ、なぜ大きな面積に広がらないかという、立科町の場合はどうしても人口が少なくて町有林野が多いものですから、環境譲与税の関係の活用がなかなか進まないということの中で、今回も町有林野ではありますけれども、川口市との提携ということも移行していくということになるわけです。

ですので、一足飛びにはいきませんがこれをできるだけ着実に進めていきたいなというふうに思っています。ですので、今すぐどうのこうのということにはつながりませんが、自分の思いは施策を進めていける材料として考えている内容であります。

議長（今井 清君） 森澤文王君。

8番（森澤文王君） 今回はすばらしい答弁を多々いただいて、特に口を挟むところが今のところあまりないんですけども、重点指針の中にも観光地の魅力の再構築というのも先ほどの道端の整備というのもそこに含んで考えることもできますので、今回は一般質問を準備した段階でほぼ答えが町の方針に出ていたということで、今四、五年前に比べたら大分、森林の政策は大きく進んでいるというふうに評価をせざるを得ないというか、最高ですね。そういうふうな状態ですので、これは引き続き事業が進んでいることを祈念いたしまして、次の質問に行きます。

3、移住定住政策について。

移住定住に関して相談窓口等が不明確という町民の声がある。町はどのように取り組んでいるのか。(1)と合わせてお答えください。

(1) 現在、どのような組織でどのように対応しているのか。こちらも意見交換会ですけれども、まずお一人は立科町に移住してみようとする方と接する機会があり、相談に乗ってアドバイスをしたりもするが、町と情報共有する場がなくて個人で対応で終わっていると。

もう一人は、賃貸に出せる空き家の情報を町に持っていったが、その後どうなったか教えてもらえずに困っていると。移住定住のワンストップ窓口ということは以前から言われていると思うのですが、現在、どのような組織で対応しておられるのでしょうか。実際、空き家の件は町に情報を挙げているのに共有されていないようですので、町の取組を伺います。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、お答えをさせていただきますが、移住相談につきましては移住サポートセンター、町かどオフィス、役場企画課窓口で受け付けております。

この詳細につきましては、この質問に対しては担当課長から答弁をさせますので、お聞きとりください。

議長（今井 清君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 詳細につきましてお答えいたします。

移住相談全般につきましては、ふるさと交流管内の移住サポートセンターで行っており、特に空き家の活用、空き家バンクに関する相談については町かどオフィスでも行っております。

また、役場の企画課窓口にお越しになる方も多く、いただいた相談内容や空き家に関する情報は、相談カード等に記入し移住相談等を受ける企画課職員、地域おこし協力隊の移住定住促進担当で共有をさせていただいております。

しかしながら、議員がいただいたご意見もありますので、内部での情報共有を確実にし、空き家の情報提供者に対してしっかりと対応してまいりたいと考えております。移住相談につきましては、移住希望者やその協力者、親族、既に移住された方などから様々な相談を受けており、移住体験住宅の利用や町内のご案内、空き家バンク移住定住促進施策の制度、各種補助金や助成金の紹介などを行って、できる限りのサポートを心がけております。

そして、移住相談件数は増加し、年間約50件ほどになっており、移住体験住宅の利用もコロナ禍の回復に伴い増加しているところであります。特に、昨年度からは空き家DIYワークショップや、これに合わせた教職員住宅の改修工事を実施するなど事

務量が増加する傾向がございます。

加えて、今後も空き家バンク登録物件のさらなる掘り起こしは必要であり、来年度町営住宅を建設していくことで移住相談件数も増加が予想されます。このような中で移住定住促進の体制の強化が必要であると捉えております。

そこで、相談対応や情報発信、空き家物件の掘り起こしなど総合的な取組をきめ細かく対応し、柔軟かつ新しいサービスを作っていく必要があります。

そのためには、担当職員や協力隊だけでなく、民間の力を活用しながら移住促進を図っていくことがよいと考えております。来年度の当初予算に移住定住促進空き家バンク運営業務を計上しており、民間委託も行ってしっかりと体制強化を図ってまいりますので、今後も町民の皆さんには空き家の情報提供など、移住定住の促進にご協力をお願いするものでございます。

以上です。

議長（今井 清君） 森澤文王君。

8番（森澤文王君） ご答弁いただいたところでございます。これも問題提起をしたところで、対策の予算が既に盛られていたということで大いに期待をするところでございますけれども、先ほどの住民からの通報の件で、通報というとなんか大げさですが、情報提供の件でございますが、非常に優良な、どこの何とはいいいませんが物件、見晴らしもいい、これを借りない手はないだろうって思うようないい物件だったのですが、情報共有がされていなかった。

これはもう、先ほども同じこと言って申し訳ないですけども、提供した側がげんやりしますね。今回、私、昨年行われた選挙におきましての公約では、移住定住という言葉は一切使わず、立科町に今住んでいる人たちが暮らしやすいまちづくりを優先、そして住んでいる人を見たら、ここいい町なんだな住みたいなと思えるようなまちづくりのほうに頭を寄せてありますが、今住んでいる人たちが移住相談を受けているのに、空き家の情報を持っているのに、いい町にしたいからこういう情報を上げたいのにと、どこに持っていけばいいかが一番分からなかった。

今伺ったところは3か所ですよ。これはやはりメイン窓口を絞っていただいたほうがいいのかというふうな感じはするんですが、ただ、役場に来たついでにと、企画課に来たけど、いや、交流会に行ってくださいというのなかなか味気ないので、今の対応も悪いというほど悪くはないと思うのですが、ここら辺のところの改善のために恐らく今回予算が盛られたのではないかなというふうに推測ができるところでございます。

ここで、一つ嫌なことを伺いますけども、今までは職員さんにそういうのを全部やっていたり、協力隊の力を得てやっていたりしていましたが、ここに民間委託が入ると、必然議員の目はきつい目で見られるようになりますね。費用対効果などを求めることが始まっていきます。

この辺に関してどのような、まだ予算を通っていないので運営の方法なんかはそんなに出ていないと思うんですが、どのようなおつもりで動かしていくつもりだったのか、長町お願いします。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

今回の、いわゆる民間委託というところに、いわゆるかじを切ったのは、今までのいわゆる空き家バンク、それからいわゆる教職員住宅があり、ああでこうでといろいろなことがありました。ですが、なかなかですね、空き家対策というのはなかなか進まない。

でも、その空き家の中でどういう、ベターなといいますか、有効な空き家の利活用ができるのか、これは言葉ではいいですけども、なかなか実現できていかない。それをもう既に何年もやってきた協力隊員が一つの実績として、それから一つの課題として自分が持っているものを、自身のいわゆる企業的な感覚の中からそれをやっていくということは、必然的に来たりする、取りかかるその企業の方が初めてやるのではなくて、今までやってきていることの一つの延長線上の上に、一つランクを上げて、そこで企業としてやっていく、これに町は委託に出していくということですので、私はある意味期待もしていますし、それが今後の一つの、立科町の空き家対策の大きな一つのメリットとして、それから目玉として出てくるのであろうというふうに思います。

もちろん、私は今回、町営住宅の建設ということもやりました。ですが、一つの物事をやるだけで全てが整うわけではありません。いろんなところの引き出しを出してきて、それをいかに活用できるかというのが、これから求められているものだというふうに思いますので、その一つの一環であります。

ですので、今回の予算に計上させていただきました。また、期待していただければなというふうに思っております。

議長（今井 清君） 森澤文王君。

8番（森澤文王君） 事業的なところは十分見えました。今言われたお話を伺うと、誤解があったらあれですけど、町かどオフィスあたりがその該当なのかなという気もしますが、一応ちょっと私も法令の勉強が不足しているので、法令上の問題がないように委託が行われることを望みます。

今は、ちょっと空き家の話に大分話が寄っちゃったんですが、今日、今回の一般質問は空き家の方はまだいらっしゃいますので、ここであまり空き家をやっちゃあ申し訳ないので、先ほどの移住相談ですね、移住相談自体も一般の方が町と情報を共有したいのになというのがある中で、その辺の対応も今後の委託業者のほうに寄っていくんでしょうか。

議長（今井 清君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

移住相談の対応につきましても、民間委託のほうにしていきたいと考えております。ただ、全てがいかない部分もありますので、ちょっと初めてやることなんで手探りの部分もあって、企画課でやる部分もあるかなとは思いますが、移住相談についても一応、民間のほうで、民間委託の中には入れていきたいと思っております。

以上です。

議長（今井 清君） 森澤文王君。

8番（森澤文王君） まだ、議会が予算審議していないことですので決定というわけにはいきませんが、結局先ほど通告の後にも言いましたけども、ワンストップ窓口ですね、あっち行ってこっち行ってっていうのも、移住相談っていうのはやっぱりワンストップでなければならないので、それが今まで窓口3つあって皆さんやっていたけど、情報の共有がうまくいかなかったり、あと役場ですので職員さんの人事異動の引き継ぎがのところで途切れてしまったりということが往々にあることですので、民間委託によるメリットが大きいのかなというふうな捉え方を今しております。

今回、さっきからずっと同じことを言っていますけども、ほぼほぼ私の通告した内容は予算化、もしくは明言化されているものでございますので、我々、我々じゃないですね、私ですね、私が町民の声を届けなければと思っているようなことは、やはり行政の方のほうもしっかりと捉まえていращやる。それがしっかりと予算方針に上がってくるということで、今回は非常に満足いく一般質問の時間を使わせていただきました。私の質問はこれで終了します。

議長（今井 清君） これで、8番、森澤文王君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は3時40分からです。休憩に入ります。

（午後3時28分 休憩）

（午後3時40分 再開）

議長（今井 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告順5番、11番、今井英昭君の発言を許します。

件名は 1. 子育て支援サービスなどの教育行政についてです。

質問席から願います。

〈11番 今井 英昭君 登壇〉

11番（今井英昭君） 11番、今井英昭でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。今回は、子育て支援サービスなどの教育行政について取り上げます。

これから質問する子育て支援サービスとは、いわゆる国などのメニューでの児童手当などの子育て支援制度のみではなく、子育てに関する全ての支援サービスを定義として、つまり、子育てしやすい環境づくり、子育てしやすいまちづくり、子育てしや

すい教育環境づくりにおいて、広義の意味での教育行政について、それぞれ質問してまいります。

最初の質問は、立科教育の目指す「全ての子供たちに生きる力をつける」とは具体的にどういうことなのかについて質問いたします。

生きる力の理念は、文部科学省が出された平成10年の学習指導要領に明記されており、これが起点になったと認識しております。生きる力とは、知・徳・体、具体的には、知は確かな学力、徳は豊かな人間性、体は健康・体力と学習指導要領では指しています。

立科町に限らず、多くの市町村ではこの教育計画に「生きる力をつける」は取り入れられていますが、この生きる力の理念は、それぞれの地域、また、環境によって位置づけや内容については独自の取組をされていると思います。そのため、当町におきましても、第5次振興計画の中におきましても、立科教育として明記されていると思いますが、当町の立科教育の目指す生きる力とは具体的にどういうことか、こちらにつきましても、立科教育マルチプラットフォームですとか、その他振興計画、そういったものを理解の上で質問いたします。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

教育は国家百年の計、この教えに基づき、これまでの歴史に学びつつ、この地の教育隆盛を願い、この町にふさわしい立科の教育モデルを確立していかなければなりません。当町では、町内にある保育園、小学校、中学校、高校の児童生徒を一貫した教育指針の下で育てられるよう、地域に根差し、また、グローバルな視野を持った立科教育を推進しているところであります。

先ほど議員もおっしゃいましたが、立科教育は全ての子供たちに生きる力をつけ、人権を尊重し、思いやりと規範意識を持ち社会に貢献できる人間、自ら学び行動し、豊かな創造力と個性でたくましく生きる人間に成長し、時代の社会を担う人材となるよう、町内の保育園、小学校、中学校、高校が日常的に連携し、児童生徒の育成を目指すことを軸として各種事業の推進を図っているところであります。

事業の推進に当たりましては、幼児教育の充実、学力向上、豊かな人間性の育成と地域振興、特別支援教育の推進の4つを柱としております。私といたしましても、小学校の30人規模学級編制、小中学校の児童生徒給食費無償化事業、小中学校の入学支援事業等、教育委員会と意思疎通を図りながら、当町の子育て支援の充実に取り組んでおるところであります。

全ての子供たちに生きる力をつける、このことの内容につきましても、教育長のほ

うから答弁を申し上げます。

議長（今井 清君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） それでは、私のほうから具体的にどうだという部分につきまして答弁をさせていただきます。

議員さんもお承知のように、立科教育では、全ての子供たちに生きる力をつけることを目標としております。人格形成の基盤となります知・徳・体の基礎を培う生活習慣の定着、道德感覚の育成、確かな学力を培う基礎基本の定着と知識・技能の育成と活用のほか、特別教育にも配慮し、保育園、小学校、中学校において一貫した教育を行い、時代を担う子供たちの育成を図っているところであります。

先ほど町長が申し上げましたとおり、立科教育の各種事業の推進に当たりましては、幼児教育の充実、学力向上、豊かな人間性の育成と地域振興、特別支援教育の推進、この4つを柱としておるわけでございます。

立科教育は具体的についてはどうだということになるわけですが、立科教育につきましては、1つの事象から派生する様々な事象、例えば絵の具の白と黒を混ぜたら灰色になる、だとしたら、次に白と赤ではどうなるのか、黄色だったらどうなるのかと、こういったように1つの物事を起点に興味関心を持ち、いろいろと考え実践することが豊かな発想力や想像力を育みます。この思考力が様々な問題解決や課題を切り開くための大きな推進力になるというふうに考えております。

立科な教育の生きる力をつけるとは、学習をはじめ、生活の様々な場面で固定観念にとらわれず柔軟な発想や新たな想像力で課題解決できることを学ぶ、このことであるかというふうに思っております。このため、学校では基礎基本の習得に合わせまして、児童生徒が主体となり自ら考える、いわゆる探求による授業を大切にした取組を推進しているところであります。

以上です。

議長（今井 清君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 先ほど、町長、教育長からそれぞれ答弁いただきました。

その中で、生きる力という言葉が、教育の中で私も好きな言葉の1つで、まさに、その生きる力というのがすごいと思うんですが、ただ、この言葉の定義がやっぱり難しいと改めて思ったわけで、今、具体的にも理解したところはあります。

そうした中で、当町独自という部分では、これは教育長に再質問になりますが、独自の部分、幾つか、今、挙げられましたが、もう一つが立科町の立地を生かされたものが何か言葉として入っていないのかと。これが、プラットフォームもそうですし、大綱のほうもそうなんですが、というのが、これだけ自然豊かと言いながら、なかなか外での教育という部分、例えばキャンプ場一つとっても、権現山はキャンプ場がありますが、今、あそこはどちらかというとバーベキュー会場というか、バーベキューのやるところとなっていて、キャンプ場がないと。ですので、自然と戯れる

教育という部分が、この立科町にとって一番立地条件としては入れなければいけない部分なのかと思うんですが、今後、いろんなものの計画の中で、そういった自然での体験という部分、もっと全面的に出していったほうがいいのかと思うんですが、その点について教育長に伺います。

議長（今井 清君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） お答えを申し上げます。

今、議員さんがおっしゃるように、いわゆる学校以外の実際の社会の中での学習ということだと思いますけど、現在、町の財産であるスキー場でありますとか、それから、笠取峠の松並木、文化財、それから、これは個人の所有ということになるんですけども、りんご園の春から収穫まで、選定までというような、そういったのも活用しながら、そういったことを進めさせていただいています。

なかなか、学校の学習日課との兼ね合いもありますので、より多く取り入れられればもっといいのかというふうに思いますけども、できるだけ子供たちにも立科町を知ってもらい、そしてまた、ふるさとを誇りに思ってもらう、そんなような教育にさらにまた取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（今井 清君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） いわゆるフィールド、自然の中での体験というのは、今、具体例も挙げられて、それ以外にも、学校の畑とかで餅を作ったり、また、大豆を作ったり、いろんなことをやっているということは分かってはいるんですが、そういったものがなかなか明文化されていない、どこを見ても、そういった部分で取り入れられているということは分かるんですが、なかなか明文化されていないという部分がありますので、計画の中には、ぜひその辺を、多分、プラットフォームのここがそれを指しているんだということと言われるかもしれないんですけど、やはり自然体験という言葉ぜひ入れていただきたいという部分では思っております。

それでは、細部にわたり質問をしていきます。

令和6年度から国の制度によりこども家庭センターが立科町でも開設され、子育てに関する環境整備も、国の指導の下、変化する年となります。その上で、（1）になりますが、子育て関連の各計画等についての質問になります。

令和6年度は、教育行政において第5次振興計画のまとめをして令和7年度から始まる第6次振興計画へ向けた計画作成の年に当たります。そうしたことから、特に振興計画の教育行政に関して、たくましく羽ばたく立科っこ教育、子育て支援の充実、学びによる豊かな人生を目指しての3項目を中心に、第5次立科町振興計画の期間が残り1年となったが、評価をどのようにして次期計画につなげるのかについて質問いたします。

議長（今井 清君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

ただいま議員ご質問でおっしゃったとおり、第5次立科町振興計画のうち、たくましく羽ばたく立科っこ教育、子育て支援の充実、学びによる豊かな人生を目指してについてであると思われませんが、毎年度のPDCA評価や時代の要請に合わせながら、継続性等も考慮し、次期計画につなげてまいりたいと考えているところであります。

以上です。

議長（今井 清君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 次期につなげるということで、しっかりとした形、立科教育マルチプラットフォームですとか、それがぶら下がってくるわけですので、その基本となる部分については、しっかりとつなげていただきたいと思います。

②について、こちらは基本的なところなので教育長に答弁いただきたいと思いますが、立科町教育大綱の見直しを含めた改定予定は、これは前回の12月定例会の一般質問におきまして同僚議員が教育大綱について、見直しの必要性について触れられましたが、私も改定が必要だと思いましたが、その考えがあるかどうかについて伺います。

議長（今井 清君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） お答えを申し上げます。

立科町教育大綱につきましては、平成27年の4月1日に施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これの改正に伴い、町長と教育委員会で構成する立科町総合教育会議において協議を行い、策定をするということにされております。現在、策定がされておるわけですがこれもこれは町の振興計画と合わせた中での整合性を図っております。したがって、6年度にもまた振興計画が策定されますので、それに合わせながら教育大綱も策定をしていきたいというふうに考えております。

議長（今井 清君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 振興計画に沿って進めていくということなので、この点については理解しました。

その上で、大綱の見直しがあるということで、平成27年のときには期限を設けていなかったんですが、文科省の教育大綱の期間のいわゆるガイドラインを見ますと四、五年と想定しているようです。ですので、今回、作られるようですので、今後は立科町の教育大綱についても期間をうたっといたほうが、今後、計画がしやすいんじゃないかと思っておりますので、期間を明記する必要があるについての、その点についてのお考えを伺います。

議長（今井 清君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） 教育大綱の対象期間の設定ということだろうと思いますが、これにつきましては、先ほど言いましたように、振興計画との整合性もありますので、これが長期が10年、それから、前半後半で5年ということでもありますので、あとは、合わせて近隣のところでも、実際に年限を設けてやっているというところの例を見ますと5年ぐらいが多いだろうというふうに思っています。想定的にはそのようなところを

目安に考えていきたいというふうに考えております。

議長（今井 清君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 今、5年ほどということ、それが確定かどうか分からないんですが、いずれにしても、計画自体はいつまでなのかという期限を設定しとかないと、それがずっと忘れられてしまうというケースもありますので、しっかりとそこはうたったほうがいいと思いますので、近隣に合わせるなり、文部科学省でいう四、五年に合わせるなり、振興計画でしたら5年になると思うんですが、その点について計画の明記はお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。立科町第2期子ども・子育て支援事業計画についての質問に移ります。

現在は第2期計画の期間中です。この計画の対象者というのが、おおむね18歳までの子供とその家庭等となっていて、令和6年度の予算編成の重点指針の「住んでみたい、産み育てたいと思えるまちづくり」に直結する計画でもあり、町にとって特に重要な計画に位置していると認識しております。

計画書によりますと、計画の推進として、協議検討を行う協議体を設置して、また、利用者の視点で事業の点検及び評価を各年度で行い改善につなげていくと計画書ではそう明記されているわけなんです、その中で、計画の進行管理はどのように行われているのかについて質問いたします。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

計画の進行管理につきましては、単年度ごとに実施計画での個別事業計画において行っております。また、子育て世代包括支援センターにおいて、月に1回開催をしております子育て連携会議にて、事業の状況や住民から寄せられた声、現場職員の意見などを含め検討をしております。

以上です。

議長（今井 清君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 先ほどの会議をやっているというのが、ここで言っている協議体のことを指しているということでしょうか。その点について再質問いたします。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

子育て連携会議につきましては、子育て世代包括支援センターの事業の実施要項に定められているものでありまして、ここに記載のある協議体と必ずしも同じものではないというふうに捉えております。

ご質問の件につきましては、計画に載っている形での管理というものは行っていないのが実情ということになるかと思います。

以上です。

議長（今井 清君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 計画には載っていないけど子育ての会議をされているということなので、この計画の中のもう一度確認をしていただいて、第3期にこれが明記されるかどうか分からないですが、そういったところで進行管理をしていっていただきたいと思います。

次に、令和6年度に第3期計画が策定される予定になっていますが、次期計画につなげるために現計画の課題や評価をどのように行うのか、この点について質問いたします。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたけれども、実施計画での個別事業計画において評価見直しなどを行っております。また、この3月に未就学児童及び小学児童の保護者を対象に、サービスの利用状況や希望等に関する基礎調査を実施いたしまして、次年度、次期計画策定に向けて、検討部会を設けて各事業の評価検討を行う予定であります。

以上です。

議長（今井 清君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） （ウ）の次期計画はどのようなスケジュールで計画を策定しているのかにちょっと関連してしまうので、こちらのほうも含めた質問になりますが、今、答弁の中では、希望調査されているということだったんですが、これがニーズ調査のことなのか、また、それが違うのか、ニーズ調査のことでしたら、今定例会において繰越明許となっていて来年度やるということでこれから審議があるんですが、そのことなのか、その調査というのがどの調査を指しているのか、整理させていただいて（ウ）に移りたいと思います。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

おっしゃいますように、繰越事業といたしまして補正予算で計上させていただいております調査が、ただいま申しあげました調査になります。ですので、これから実施をするというふうな予定になっております。

以上です。

議長（今井 清君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 確認ですが、だから、今、調査をしていると、私がちょっと聞き間違えていたらあれなんですけど、調査しているというのが、これからの調査をするということによかったでしょうか。希望を、今、聞いて、それを次年度につなげるって聞き取れたんですが、そうじゃなくてニーズ調査は来年度行うということによかったでしょうか。それと、合わせてスケジュール計画について、この（ウ）の部分、次期計画はどのようなスケジュールで計画を策定しているのか、それも併せて質問いたします。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えをいたします。

基礎調査に関しましてはこれから実施をいたしますけれども、おおむね、この3月程度をめどにそれを行うというふうな予定であります。それを起点といたしまして、まず、3月にただいまの基礎調査となるアンケートの実施をいたしまして、5月に検討部会を立ち上げて、6月にアンケートの結果を取りまとめて、8月から策定委員会を開始していくと。その後、パブリックコメントを実施したのちに来年度内の策定を予定しております。

以上です。

議長（今井 清君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） すみません。スケジュールのところなので、もう一度確認させていただきますが、繰越明許になっている部分はどこかに委託するという部分で、調査をした上で、その委託した会社に、6月頃ですか、そのアンケートを集計してとれているんですが、予算関係なく、今の時点では3月をめどにアンケート調査をしていると。要はゼロ予算でそれをやっているという理解でいいでしょうか。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） 繰越事業と、この基礎調査となるアンケートは同じものでございまして、これは委託事業でございます。ですので、基本的にはそれを委託にこれから発注をいたしまして実施をしていくということで、当然、職員も関わらないわけではございませんけれども、この基礎調査そのものに関しては委託をすると、そのような計画であります。

以上です。

議長（今井 清君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） これについて、私、ちょっと所管が違うので補正予算の中では質問できないんですが、繰越明許だから来年度に行うということで私は理解していたんですが、どうやらちょっと、今、違うようなので、ちょっとこれは、また委員会の中で、私は直接は確認はできないんですが、確認していきたいと思います。

今回のこのスケジュールについては、今、説明を受けたんですが、ちょっと基本的なところなので町長に伺いたいと思うんですが、今回、振興計画も令和6年度に作ります。第3期子ども・子育て支援事業計画についても、令和6年度に作ります。基本的には、一番最上位である振興計画にぶら下がるような形でそれぞれの計画が作られると思うんですが、この計画については並行していつてしまっていて、振興計画が完成する前に、子ども・子育て支援事業計画を作らなければいけないというタイミング的な話になるんですが、どこかで着ずれを起こさない限り5年に一度やっていることは、もう振興計画とこれが一緒にやっけてしまっていて、一応、計画の中を見れば最上位の計画に沿ってとうたわれてはいるんですが、その辺が、計画が確定していな

い中で子ども・子育て支援事業計画が作られるという部分、ちょっと違和感があるんですが、着ずれが起こせるものなのかどうなのか、ちょっと基本的な部分なので町長に伺います。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えさせていただきます。

確かに振興計画は最上位のものであります。ですが、その時々、その計画の年次、これが並行することも当然あるわけです。ですので、その振興状況によって、互いにそれを尊重するということは出てくると思います。

ただ、基本的に、立科町のこれを目指すという振興計画の基本は変わらないですが、その下にぶら下がってくるもの、これらについては、当然、こういった子ども・子育ての関係の部分も併せて尊重していくという部分になりますので、必ずしも振興計画がこうなったからそちらのほうのやつはもうオミットだと、そういうことはできないと思います。

ですので、その辺は連携していくしかないと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（今井 清君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） まさに、連携が必要な部分だと思います。どの計画を見てもそうなんですが、振興計画に最上位としてのとってやっているとたわわれていて、書かれているので、特に今回のこの第3期子ども・子育て支援事業計画につきましては、連携を密に取って、しっかりとしたものというか、振興計画に沿ったものにしてもらいたいと思います。

次、（エ）に移ります。策定委員会設置要綱におきまして、多くの保護者の意見の反映が必要だと考えることから、構成委員の見直しなど必要ではないか。

第2期の計画のときの策定委員の名簿を見ますと、保護者の代表が保育園保護者代表と小学校保護者代表のみとなっています。この計画におきましては、おおむね18歳までの子供が対象となっていることから、中学生の保護者代表、また、高校生の年代の保護者の代表、また、保育園、小学校、中学校、高校の年代から1名だけじゃなくて複数名、こういった計画に携わったほうが実態に沿った計画になると思う点がありまして、この点からにおきましても見直しの必要があるんじゃないかと思うんですが、その点について質問いたします。

議長（今井 清君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えをいたします。

ただいま議員のおっしゃいますように、当事者の声をより反映できますように、要綱に定める児童の保護者を代表する者の委員を多くすることについては、検討してまいりたいというふうに考えております。その構成につきましては、またこちらで検討させていただきたいというふうに考えます。

以上です。

議長（今井 清君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 今、前向きな答弁いただきましたので、ぜひ多くの保護者の方の意見を反映できるような計画の素案をしていただけたらと思います。

やはり、今、人選は町民課のほうでお任せするしかない部分もあるんですが、当然、パブリックコメントとかを聞いてるからしっかりできてるんだという意見の方もいるんですが、そもそも素案が出てきた中では遅すぎるという部分がありますので、やはりパブリックコメントが出る前に、多くの方、今回のアンケートを取ってしっかりやるから、その部分でも、確かに反映はされるんですが、実際に会議に出てきて話すのとアンケート、また違ったものになると思いますので、ぜひ、今、前向きな答弁いただきましたので、多くの方の保護者の声を聞いていただけたらと思います。

次の質問に行きます。（2）になります。子育て環境整備について。

立科町の出生数の推移からになります。この中から、（ア）、（イ）、（ウ）と質問してまいります。出生数が20人を割るという状況の中で、当町におきましても、町長、また、各課で出生数を上げる取組がされていて一人でも多くの子供たちに立科町で育ててもらいたいと願っておるところです。しかし、出生数20名となっている現実を受け入れ、それに合った施策が急務となっております。

その一つに、学級数の在り方があります。これは追跡質問でもあるのですが、県の基準では既に1学級に編制される学年が小学校にあります。しかし、こちらは、町長、今回の一般質問でも話がどこかでありましたが、両角町長、また、教育委員会の大きな決断によって、町独自に、下旬におきまして、2学級として少人数教育ができています。私の考えは、きめ細かい対応ができる少人数学級がいいと考えておりますので、まさに英断をいただいたんじゃないかと思っております。

その上での話になりますが、公開されております令和3年度第1回の立科町総合教育会議の議事録を、今回、拝見いたしました。この会議で、令和4年度の小学校1年生の学級数についての審議がされておまして、この時点では、町側は1クラスで行くということを教育委員の皆さんへ説明されていて、教育委員の皆さんからは、1クラスだと人数が多くなるので、大変になるので心配、また、町独自に2クラスにすることが町がその分負担しなければならず、財政負担になるんじゃないかという意見がそれ以外にもたくさん出ていました。

この会議のあとに、新1年生の入学説明会の際には、この学年は1クラスになるという説明がされたと聞いております。しかし、そのあと、時系列で言ったら町側が一転いたしまして、令和4年度の新1年生は2クラスになりました。これは小学校の話です。今度、中学生の話になりますが今の1年生の話になります。人数的には2クラスになりますが、文部科学省の制度では、特別支援学級へ通っている生徒は通常学級の人数から除かれてしまい、この制度自体、私は負に落ちない部分があるんですが、い

ずれにいたしましても、通常学級の生徒が35人以下のクラスのため1クラスになっています。小学校、中学校は授業形態が違ったりですか、年齢が違うので一概には言えない部分もあると思うんですが、35人以下で小学校は2クラス、中学校は1クラスになっていて、この点についての整合性が、今後、課題になってくるんじゃないかと思っております。

今後、このように1クラスか2クラスかという微妙な学年が増えていくことが予想されている中で、案になります。小人数学級の在り方について、小学校、中学校どのように議論されているのかについて質問いたします。

議長（今井 清君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） お答え申し上げます。

当町における小中学校の学級編制につきましては、原則として、長野県の基準であります1学級35人で学級編制を実施しているところであります。

ただ、議員さんご質問の小人数学級の在り方につきましてでありますけれども、その基準を踏まえ取り組んでいるところでありますので、本来ですと、35がベスト、ベストというかこれが基準でということではありますが、ただ、小学校の場合はより小さいと、年齢が小さいということで、そこでしっかりと最初見てあげることが、いわゆる学校嫌いをなくし子どもたちの意欲も出るということ、これが一番かと思っております。

中学校が、じゃ、35人、何で1クラスだということになると、やっぱり中学生になるとそれなりに、これから大人へのちょうど時期になりますので、人間形成ということ考えると、小人数で固まっているよりか、やはりより多くの子供たちと接しながら切磋琢磨していく、あるいは、また、これからの人間関係を築いていくという点では必要であるということで、そういう基準にしてあります。

議員さんご承知のように、県の教職員で組織している組合、そちらのほうからも、毎年各市町村議会に30人規模学級にしてくれという陳情、あるいはまた、請願が来ておりますのでご承知かと思っておりますので、そういったことを踏まえると、学校でもそれはもう承知をしているだろうというふうに思っています。

したがって、現在、具体的に小学校と中学校に小人数学級をどのようにするかというふうなことでの協議は行っておりません。

議長（今井 清君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 県の指針に沿ってということで、今後、請願ですとか、そういったものを出されているので、30人になるのか、25人という声も、今、聞こえ始めている部分なんです。そうした中で、確かに立科町の規模で20人前後のクラスが、いきなり高校生になったときに40人いて圧倒されてしまうから、初めからそういった免疫をつけておくためにも、大きな、大多数いるクラスがいいという保護者の意見もあるのも事実で、その意見も私も納得する部分もあります。

ですので、多分、正解はないと思います。というのが、反対に、少人数のほうが先生が手厚くやっていただいているという保護者の意見もあるのも事実です。ですので、どこかでこの基準を定めなければなかなか難しい部分もあるんですが、今、議論がなかなかというところだったんですが、一応、事例としては、小学校は今の2年生、令和4年度の入学生の基準にして、そこの辺は2クラスになる、また、中学校におきましては、今の1年生を基準というか、人数的に32か3だと思うんですが、その辺が基準になって1クラスになるという、一応、基準は今の定められている部分というか、事例がある部分で、当面は町のほうではいくという考えでいいのか、その点について伺います。

議長（今井 清君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） お答えいたします。

議員さんおっしゃるように、どこが正解かという基準はないと思うんですけども、町では、議員さんおっしゃるように、4年度の小学生の入学1年生からは30人規模学級、いわゆる31人以上いけば30人以下で1クラスを学級編制しますということにしております。中学校については県基準を使うということで決めておりますので、この基準に従っていきたいと思っています。

いずれにしても、どこかで、やっぱり基準がないとまた決着がつかないということになりますので、現時点では、これを基準としたいというふうに思っています。

議長（今井 清君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） いわゆる制度的に、保護者のほうが人数が何人になったら1クラスになって、2クラスになってって、県の指針もあるし、国の指針もあるし、また、町独自という部分で3段階になっていて、なかなか分かりにくい部分がありますので、これは保護者のほうに何かのタイミングでしっかり伝えていただかないと、何の基準でやっているのかが分からないという意見もよく聞くんです。その学年だけずるいじゃないとか、何かそんなような話にもなってしまうので、制度的にこういったことでこの学年は2クラスで町としてはいくということを、どこかのタイミングでしっかりと、広報というよりは何か小学校の何かの折に、保護者が集まるような折に、昔は、コロナの前は教育長講話ということでPTA総会のお話いただいていたんですが、なかなか、今、そういった機会もないんですが、そういった折を見て、学級編制についての何か説明が、どこかでしていただけないかどうかについての質問をいたします。

議長（今井 清君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） 今、議員さんがおっしゃられるように、コロナ以降、なかなか私が保護者の皆さんのところに話をさせていただくという機会がなくなってしまったということで、周知がされていないという部分も承知しましたので、これについては学校とも相談しながら、できるだけ多くの保護者の皆さんに理解をいただけるような方法を

取ってまいりたいというふうに思います。

議長（今井 清君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） そのような形で周知をしていただけたらと思います。

イのほうに引き続き移っていきますが、少人数学級の方針について、最終判断する議論はどこでされるのかという部分について、まず答弁を求めます。

議長（今井 清君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） お答えを申し上げます。

当町では、以前から長野県教育委員会に対しまして、長野県が、国が40人のときに35人学級をやってました。いわゆる先駆的な取組をしておりましたので、これの継続と少子化を踏まえた30人学級への前倒しを要望してきたところでもあります。このことを踏まえて、小学校では町独自の基準、いわゆる30人規模学級編制を実施しているところでもあります。

この学級編制方針の決定についてでありますけども、これにつきましては、教育委員の皆さんにご意見等をお伺いするとともに、当然でありますけども、町長の方針も踏まえたり、議員さんにもご説明を申し上げ、ご意見等を伺った上で、最終的には教育委員会で決定するということになるかと思えます。

議長（今井 清君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 今回の決定についての流れは理解いたしました。

その上で、（4）とも関連してくるんですが、（ア）の中でも保護者の説明ということを質問いたしましたんですが、（イ）についても、今、実際に当事者の保護者がどう思っているのかという意見をしっかり聞いた中で議論がされなければいけないと思っております。そうした中で、何か、方法がどうなのかはちょっとさておき、しっかりと、いわゆる子育て年代、また、これからの子育て年代もそうなんですが、いわゆるベテランというか高校生年代ぐらいまで実際にどうだったのかという意見集約をして、しっかりとこの方針について、もちろん、県とか国が、これで30人学級ですとか、25人学級とかになったらその議論は必要ないんですが、町としてどんな形が一番いいんだろうと、立科教育をやっていかれるんだろうというところで、この議論をされるに当たってのアンケートですとか、そういった意見集約的なものが必要だと思うんですが、その点についてのお考えを伺います。

議長（今井 清君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） お答えを申し上げます。

現時点では、当町では30人規模学級ということで少人数学級編制をしております。これは他の市町村に先駆けているというふうに自負をしておりますので、当面の間、特別な支障がない限り、あえてそこまでは、今のところ考えておりません。保護者の皆さん方からご要望でもあればそれは別だと思えますけども、現時点では、やっぱり基準は基準だというふうにしておきませんと、基準があっても全部要望を聞いている

ということになると、必ずそれに対してみんなが賛成ということはないかと思しますので、そういったことを考えると、いわゆる無用なアンケートについては、今のところ考えていないと。必要であれば当然やるというふうにしてまいりたいと思います。

議長（今井 清君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 今回、少人数学級のアンケートに絞っちゃっているのですが、いわゆる教育全般的なアンケートですとか、そういうのがなかなか不足しているという部分も含めて、そういった調査とかが必要なのかという部分で、これだけにスポットを当てるとのことじゃなくて、これも含めた形で、やはり子育て年代ですとか、そういった幅広い意見集約が必要なんじゃないかと。もちろん、そのために代表されている教育委員の皆さんがいるということも当然承知はしていますし、いろんな意見を集約して、教育委員の皆さんが意見、発言されているということも承知した上で、やはり、そういったことで、町の教育、町長も常日頃から教育という部分、子育てという部分に力を入れているという部分がありますので、ぜひ、こういった部分、細かいニーズ調査ですとか、もちろん無用な調査になってしまうという、今、話なのであれなんですけど、そういった背景もありながらの質問だったということはつけ加えさせていただきます。

次に移ります。小学校・中学校の老朽化も含めて、小中一貫校などの検討をどのように進めていくのか。こちらの追跡質問になります。

この質問についてなんですけど、追跡質問ということで何回かやっているんですけど、直近では令和3年の9月の定例会のときに質問しておりまして、そのときの質問内容が、児童生徒数の推移から小学校校舎の建て替えと小中学校の今後の運営についての考えについて伺いますと。その運営をする、検討をするに当たって、検討委員会の組織をつくって議論を深めていくべきだと思っておりますがどうでしょうかという質問をしたんですが、そのときに、教育長のほうから、まだ時期は決まっていないけど今後そういった検討をしっかりとやっていかなければいけないということで、まあどちらかという前向きというかね、検討しなければいけないということで答弁を頂いております。

で、この答弁があった3か月後の令和3年12月23日に、令和3年度の第1回立科町総合教育会議というのが行われていて、こちら30人学級のときにも話をした、総合教育会議の話なんですけど、ちょっとたまたま見ていたら、町長のほうから、教育委員の皆さんにですね、学校の建て替えの問題も含めて、それから小中の編成も含めて、教育委員の皆さんに意見を求めているんです。

その中で、ある教育委員の方が、校舎の建て替えですとかそういったリサーチを、町議会では質問が出たりとか、そのような情勢はないんですかねという質問が、あったんです。で、両角町長、その後、「議会のほうではまだそこまでは議論というか質問もあまりないよね」。ただ、議会では今のところ、人口減少、少子化、どんな見

通しを持っているのかは出ているけど、具体的に小中の問題がどうのこうのとはあまり出てないよね、ということ。

まあ「あまり出てない」ということだから、まあ少しは出ているのかなということで見受けられるんですが、今言ったように、3か月前に私、質問しているんです。まあ私の質問がですね、記憶から、残念ながら、薄い質問だったのか、ちょっと記憶から薄れてしまっていたのかなという部分で、ちょっと私の質問も悪かったなという反省と、残念だなんて思える部分なんです。

いずれにしても、こういったことで、一般質問でもこの質問、小中の話、老朽化ですとか小中一貫の話、また教育委員会の中でも、このような議論。私も、この後のですね、教育委員会の立科町総合教育会議自体の議事録全部見たわけじゃないので、この後どうなったかという部分が分からないんですが、いずれにいたしましても、問題意識というのは、少なくとも、議員の1人としては私は持っていますし、またほかの議員も持たれている人もいますし、また教育委員会のほうでも持たれていると思います。そうした中で、小学校・中学校の老朽化も含めて、小中一貫校などの検討をどのように進めていくのか、この点について質問いたします。

議長（今井 清君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） お答え申し上げます。

現在、当町はですね、議員さんもお承知のように、人口減少、いわゆる子供の数が減っているということで、当然これが小中学校の児童数に影響するということになっているわけです。こうした状況を踏まえると、建築後47年を過ぎている小学校、それから、これについてはもう老朽化も進んできているというようなことで、これからの維持管理、それから学校運営、こういったことを考えると、どうしていくのかというのは当然、必要になってくるというふうに思っています。

先ほどの、総合会議の中で町長がというような話がありましたけれども、誤解のないように申し上げておきますけど、この総合会議の中ではですね、子供、町の子供たちが減ってきて、これから学校運営先々やっぱり大変だよという情報共有と、これに対するその施策をどうしていくかというような、具体的に決めたわけじゃないですけどね、そういうことが必要になってくるよねという情報共有、ここは行っておりますので、誤解のないようにお願いしたいと思います。

そういったことから、今後、小中学校をどうしていくのかという検討は当然していかなければいけないだろうというふうに思っています。

ただ、これにはですね、ただ子供の数が減ったから一緒にしてしまえばいいよというんではなくて、それぞれ小学校、中学校のいいところもあります。また、一貫といいますか、義務教育学校という形を取って、より効果の出るという部分もあります。そういったこともこれはやっぱり、本当に、多方面からですね、慎重にこれはやっぱり考察をしていかなければいけないだろうというふうに思っています。当然のことな

がら、それには、先ほど議員さんのおっしゃったように、保護者や生徒ですとかね、多くの関係する皆さん方のご意見も聞きながら、あるいはまた方法論ももう含めて、これ慎重に、検討していく必要があるだろうなというふうに思っております。

以上です。

議長（今井 清君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 総合教育会議でのものは情報共有ということで、そこでいろいろ議論されているんじゃないか——しているわけではないということは理解していますので、その点は一点付け加えさせていただくのと。

あと、今、検討しなければいけないということなんですが、これ検討し始めてから、仮にですよ、まあ小中一貫ってまだ決定したわけじゃないので、当然ながら別々でいく可能性もある、ただ校舎の老朽化もあるってなったときに、例えば小中一貫になって何か建物建てますといったときにはやっぱり10年のスパンが必要なんですね、検討から。ってなったときに、もう既に今、出生数とかそういったもの、令和5年の速報値なんかも出ていると思いますし、もう6年度、母子手帳なんかでももう把握もできると思うんですが、そういった見ればもう、かなり、もう、すぐそこに迫っている話で、10年後ってなるともう小学校入っちゃうんですね、その子たちが。

となると、今からでももう、早くないことをですね、この令和6年度の当初予算を見ても、いわゆる、まずは、検討するにはニーズ調査ですとかそういったことが必要だと思うんですが、そういったことがね、まあゼロ予算でやられるかどうか分かんないですよ、ただ予算の中にはちょっと見受けられなかったんですが、令和6年度の中では、そういった、検討みたいなことは、やる予定があるのかどうなのか。ゼロ予算も含めて、その点について伺います。

議長（今井 清君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） お答え申し上げます。

今のところ、やるかやらないかとはっきり決めているというわけではありませ

ん。

ただ、やっぱりこういった大きな、事業に多分なるんですね。ということになると、町民の皆さん、保護者も含めて、そうだよ、もうそろそろ考えなきゃいけないよ。やっぱり、何といいますか、意識の醸成といいますか、こういったこともやっぱり、かなり大事だろうなというふうに思っています。やっぱりせつかくやるのであれば、そういった皆さんのご協力をやっていきながらみんな、いい学校をつくり、いい子供たちを育てていきたいというふうになることがベストだと思います。

ただ、実際にやるには、それ相当の期間も必要になってくると思いますので、それについては十分考えていきたいというふうに思っています。

議長（今井 清君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） いずれにしても、時間的にもですね、タイムリミットなのかなと思

ますので、令和6年の中で動いてもらいたいと思います。

次の質問に行きます。こちらについては、先ほど同僚議員からも話が、質問があったものなので、答弁はおおよそ分かっている中での質問になるんですが、高校への公共交通を充実させるということは、移住政策にも密に関係している。

というのが、保育園から小中学校までは送り迎えができますけど、高校になったら送り迎えできないから、移住する方が佐久とか上田とか小諸を選んでしまうという部分があって、立科は公共交通悪いから、その時点で外されてしまうんですが、公共交通だけしっかりしとけば、そういった移住者も呼んでくれるという意味も含めて、中込方面の中仙道と同じ片道200円にするなどのバスの料金の見直しが必要だと思うんですが、大屋駅・丸子方面のバス料金などについて、利用している学生等から意見が届いているのか、また見直しの必要がではないかという部分について質問いたします。先ほど答弁頂いている部分があるので、そこにプラスする部分があったら、答弁をお願いいたします。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 先ほどの議員の質問にも担当課長のほうからも答弁していますので、重複の回答は控えたいと思います。

特に先ほど出ているのは、多額な負担がということもあります。私がここで申し上げたいのはですね、やはり同じ、いわゆる条件ではないということです。やはり、片や同じ中仙道線でも、佐久方面に関しては少なくとも、今まで運行していたバス会社、要するに民間が（シ ）、新たに立科・佐久がその負担をする中で、運行を委託している。片や赤字路線ではあって、その補填はするけれども、しかし、それはバス会社でやってくれよと。この大きな差はあります。

そういった中で、これから、佐久方面とのすり合わせをしたその200円というものが、必ずしも上田・大屋・丸子方面、これと合致するかということは、これは上田市との問題も絡んでいきますので、一足飛びにはいきません。

ただ、これからそういったバス料金の問題も議論の対象にはなってくるかも分かりませんが、今のところ、そこまで踏み込んだ形にはなっておりません。

議長（今井 清君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 先ほど同僚議員からの答弁の中でもありましたし、今、町長の中にもありましたが、多額の費用がそもそもかかっているということなんですが、今回200円にしたことによって3倍お客さんを増やせば大体同じになってくるので、利用者を増やすという視点からですね、その視点では、多額の部分というのは理由にならないんじゃないかなと思います。

これ2番と3番、子育てという部分で関連していきますので、3番のほうに行きます。

3番の最後の質問です。病児保育の現状とニーズに応えるためにどのような対応を

しているのか、この点について、平時のときはあんまり気にしなくても、いざ困ったときにはどんな事業が町としてサービス提供があるのか。そのサービス提供が多ければ多いほど当然いいわけなんですけど、そうすることによってまた安心して産み育てやすい町になると思うんですが、病児保育についてのニーズの対応について質問いたします。

議長（今井 清君） 山口たてしな保育園長。

たてしな保育園長（山口恵理君） お答えいたします。

議員質問の病児保育につきましては、「病児・病後児保育」という名称で実施しているものですので、そのように呼ばせていただきたいと思います。

初めに、病児・病後児保育とは、保育園に通園しているお子さん等が、病気の治療中または回復期にあつて集団保育が適当でなく、保護者の就労等によって家庭で保育ができない場合に、専用の保育室で看護師等の専門スタッフが一時的にお預かりするサービスです。

この事業は、佐久管内の市町村において、人的環境、また施設等の環境が整わないために、佐久地域定住自立圏共生ビジョンに基づいて、佐久市の岸野保育園にて実施しており、立科町に住所のあるお子さんも利用することができることになっております。

病児・病後児保育の利用についてのお知らせは、入所の際の入園のしおりに掲載しております。入園説明会の折にもご案内しております。

今現在のところ、登録者数は1名ですが、利用実績はございません。お子さんが体調を崩した場合は、ご家庭内で看病していただいているのが現状となっております。

以上となります。

議長（今井 清君） 今井英昭君、時間となります。まとめてください。

11番（今井英昭君） 今、佐久定住自立圏ということで、佐久市のほうに行っていただくと。

私のこれ趣旨とするところは、町内にそういう施設があればいいんじゃないかという部分が含まれております。そういったところにね、ちょっと遠いところに行く——そもそもが、自分の子供が体調が悪いときには最優先でその子供の面倒を見るというのが一番いい世の中になるということは思うんですが、ただ現実としてはなかなかそれができないので、町内にそういった、病児保育ができる箇所があれば、もっと住みやすいまちづくりと。当然、場所の提供は佐久市にあるということは理解はしていますが、そういった、町内にあればもっと産み育てやすいまちづくりになるんじゃないかなという意味もありまして、質問させていただきました。

そうした中で、今回子育てについての質問をしてみました。特に子育て環境の改善におきましては、上田方面のバス料金の見直しですとか、病児保育の充実というのは、令和6年度予算編成の重点指針の最初の項目であります「住んでみたい、産み育てたいと思える町づくり」、そのものだと思います。もちろん、給食費の無償

化ですとか小中学校の入学時にかばんを配付するのも子育て環境の改善の1つであって、個人に対しての財政負担するというのもとてもいいことだと思うんですが、バス料金の見直し等について、全体的な底上げができるような子育て環境の改善の施策をですね、令和6年度にやっていただくことを期待いたしまして、一般質問を終わりにします。

議長（今井 清君） これで、11番、今井英昭君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は4時50分からです。休憩に入ります。

（午後4時42分 休憩）

（午後4時50分 再開）

議長（今井 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、進行の都合により、あらかじめ延長します。

次に、通告順6番、10番、榎本真弓君の発言を許します。

件名は 1. 立科町空き家対策の推進についてです。

質問席から願います。

〈10番 榎本 真弓君 登壇〉

10番（榎本真弓君） 10番、榎本です。通告に従いまして、本日、立科町空き家対策の推進についてを質問いたします。

大変、最後の質問になりまして、皆様お疲れのことと思いますが、私も持ち時間の中から以上にやることはありませんので、（笑声）そこまでお付き合いをいただきたいと思います。

平成27年に、空き家対策の推進に関する特別措置法が施行されました。人が住んでいない、居住目的のない家、いわゆる空き家は、1998年から2023年の20年間で、全国で1.9倍に増加し続けています。そのため、空き家の適切な管理を強化するために、空き家対策特別措置法が改正をされ、令和5年6月に交付をされました。改正法は、空き家対策に取り組む自治体の担当部署のマンパワーの不足、専門知識の不足の解消、特定空き家を未然に防ぐなどの目的が盛り込まれています。

立科町は、令和4年3月に空き家等対策計画を示しています。対策計画は、実態調査を行いそれぞれの課題を明記し、改善に向けた取組を行っています。

そこで、町長に質問いたします。立科町空き家等対策計画の進捗状況と庁内の体制の在り方、このたびの法改正が計画に与える影響を伺います。

議長（今井 清君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

議員もただいま申しましたけれども、立科町空き家等対策計画を令和4年の3月に策定をし、空き家等対策の基本的な方針である、1、空き家等の適切な管理の促進、2、空き家バンクの充実、3、住まいの整備を支援するまちづくりに基づき、所有者等による空き家の適切な管理の促進では、広報や通知で、空き家の所有者等に適切な管理に努めていただくよう周知し、空き家相談会では、情報提供や助言を行いました。

空き家の活用の促進では、空き家バンク及び立科町空き家利用促進補助金の利活用を推進しました。

また、大変残念なことではありますが、特定空き家に対する処置に関しては、当町において初めて特定空き家を認定し、結果として、行政代執行により空き家を除去するという結果になっておりますが、このように、立科町空き家等対策計画に基づき、事業を行ってきております。

次に、省庁体制の在り方では、以前、他の議員から質問があり、副町長から、担当課が横の連絡を図りながらそれぞれの業務を担っており、1つの部署で行うことは当町の規模であったり、職員体制では難しく、今後もそれぞれの担当部署において、さらに連携を深めて業務を運営していくことが求められており、必要に応じて打合せなど連携し、対応すると答弁したとおり、現在は、連携しながら進めているところでございます。

空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が、令和5年6月14日に公布され、令和5年12月13日に施行されました。

今回の改正の概要とすれば、1つ目としては、所有者の責務強化、2つ目としては、空き家の活用拡大では、空き家等活用促進区域の指定及び空き家等管理活用支援法人の指定、3つ目としては、空き家の管理の確保では、放置すれば特定空き家になるおそれがある空き家を管理不全空き家で指導、勧告ができる、4つ目としては、特定空き家の除去では、市町村長に特定空き家の所有者に対する報告徴収権を付与、命令等の事前の経路を踏むとまがないときの緊急代執行制度の創設などがあります。

今回の改正で、市町村ができることが増えておりますが、一番影響があるのが、放置すれば特定空き家になるおそれがある空き家を、管理不全空き家で指導、勧告ができる点だというふうに思います。今まで、特定空き家で認定されなければ指導等ができなかったものが、特定空き家に認定される前でも、国の示した管理指針に則し、管理不全空き家が特定空き家になることを防止するために必要な措置を取るよう、指導することができるようになりました。

このように、計画の施策の中で活用できるものは、必要に応じて実施してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（今井 清君） 榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） それでは、順次質問をしていきたいと思ひます。

ただいま、町長に最初の答弁、頂戴いたしましたけれども、立科町は空き家対策の計画は立てております。ただし、今回法が変わったことで、この計画の中でできなかったことが、もう一步踏み込んでできる環境が整ったのではないかと私は受け止めております。

ですので、今日の質問は、この計画に沿った質問はいたしますけれども、先ほどの法がどのようにやりやすくなるか、また、もう一步進んで、特定空き家につながらないような前で止めることができるかということ、担当課がやはり認識をしなければいけないと思ひますので、計画に載ってるものだけではこの後の事業はちょっと進まないんだなと感じております。

それで最初の質問ですけれども、まずこの計画の中で、14ページに空き家等における課題ということで、1から5までそれぞれ取組が書かれています。これをちょっと私のほうで読み上げるのではなくて、これで答弁いただくのは2つに分かれますかね。もしあれば、私のほうで一応一通り、頭だけ読みましょうか。

それでは、まずこの空き家等における課題ということで、計画の中では、まず1として、空き家等を増やさないための取組み、2番目に、空き家等に関する様々な相談への対応、3番目に、使用可能な空き家等及び跡地の有効活用、4番目に、管理不全な空き家等の改善及び解消、5番目に、所有者等の特定ができない空き家等への対応ということで、もうまさしく、空き家のことを改善していくための課題が、もうすぐく明確にここに書かれていると思ひます。

では現在、この計画がもう既に年数がたっておりますね、年数というか、令和4年の3月ですけれども、これで約1年たっていきます。この間、どのようにそれぞれの1から5までに取組を行ったか、それぞれの担当課のほうから答弁をお願いいたします。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答をいたします。

先ほどご紹介いただきました1から5の空き家等に対する課題につきましては、基本的に計画の中でこの課題解決に向けて、先ほど町長の答弁のほうにもありましたが、基本的な方針が示されております。

この基本的方針に沿いまして、課題解決に向けて事業を取り組んでおる中で、建設環境課の中では、所有者等における空き家等の適正な管理の促進といたしまして、令和4年度には、広報や通知により、町民皆様や町外居住の所有者等の皆様へ、空き家の適正管理に関する周知を行いました。令和5年度には、空き家相談会を開催し、司法書士、宅地建物取引士及び役場職員で、空き家所有者等の方に相談、情報提供及び助言を行いました。また本年度は、空き家等対策協議会において、県外へ居住する空

き家所有者等は建物の現状を把握していない可能性が高いため、個別に現状を伝えることを検討すべきと意見を頂いたことから、令和3年度、これ計画策定と同時になりますが、この調査結果を管理依頼通知及び空き家バンクの登録促進の内容と併せまして、通知を送付いたしました。

なお、管理不全な空き家等の改善及び解消については、先ほど町長の答弁にもございましたが、特定空き家を認定し、所有者に指導等を行った案件がございますが、最終的には、空き家の行政代執行により除却という結果になっております。

建設環境課は以上になります。

議長（今井 清君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 企画課では、移住定住促進策として空き家の利活用に取り組んでおり、空き家等における課題の先ほど議員さんおっしゃいました①から③のうち、空き家の有効活用に関しましてお答えいたします。

企画課として、移住者向けの住宅施策について最大の課題は、移住希望者はいても、その多くが望む賃貸住宅の供給が当町には少なく、移住者の住環境はまだまだ足りない状況がございます。

このため、空き家バンクや空き家利用促進補助金の活用を推進して、地域おこし協力隊とともに、住宅の確保を図ってきたところでございますが、空き家バンクの物件登録が少ないことが課題でありました。この課題解決の一つとして、昨年度、本年度と継続して、上青木教職員住宅2世帯分ずつを、増え続ける空き家の利活用に向けた機運の醸成を図り、空き家バンク物件登録の促進につなげる目的で、住民参加型の空き家DIYワークショップを開催し、改修工事を行い、昨年度は、移住促進住宅2世帯分の住居を確保し、本年度は、教職員住宅として利用し、町内の物件供給数の増加を図るものでございます。

なお、町としては、町営住宅の建設も始めております。

以上です。

議長（今井 清君） 榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） 企画、これ最後の、最後というか1番の取組、2番の相談への対応で、3番の使用可能な空き家等及び跡地の有効活用については、ちょっと答弁、今、なかったように思いますが。

議長（今井 清君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

使用可能な空き家等及び跡地の有効活用のうち、空き家の有効活用に関しまして、ただいま答弁させていただきました。（発言の声あり）

現在のところ、跡地の有効活用は、空き家バンクではしてございませんので、現在の取組としては、空き家の有効活用ということでお答えさせていただきました。

議長（今井 清君） 榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） それでは、使用可能な空き家等の空き家バンクですけれども、企画のほうに、先ほど同僚議員が、せっかく物件の紹介をしたけれど、それがつながってなかったというご指摘ありましたですよ。やはりそういった、せっかくの町民の前向きな姿勢を受け止められてなかったちゅうのは、これは十分反省するところだと私は思います。

それで、やはりこういう思いをさせてしまうと、もう町にはいいやっという、やっぱり後ろ向きな意見になってしまって、本当にもったいないし、すごくいい施策を町がやろうとしているんだったら、やはりそこはきちっと受け止めて、もっともっと紹介してくださいって言って、またその気に町民がなってくれるように、やっぱり取り組むのが一番いいことですね。なぜそんなことが起きちゃったのか、ちょっと振り返って、そのときのことを反省していただきたいとご指摘させていただきます。

では、先ほど1から5までそれぞれご答弁いただきましたけれど、空き家が使える、可能な空き家が企画で行い、もうそれ以上に難しいというところが建設のほうで行うということに、もう完全にそこで分かれているわけですね。それはちょっと聞いておきたいんですけど、その境はじゃあどなたが判断するんですかね。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

境といますか、それぞれの課で連携してやっているところもあるということで、情報は常に交換してやってるんですけども、基本的に適正な維持管理とか、最終的にもうどうしようもなくなってきたような空き家については、建設環境課のほうで対応させていただいて、利活用だとかについては、事業展開は企画のほうでやっていただくという形の中ですので、その空き家が見えるか見えないかというところが一つの判断にはなるかと思うんですけども、その辺は適宜、建設環境課と企画課で情報を共有しながら行っている状況になります。

以上になります。

議長（今井 清君） 榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） しっかりと連携をさせていただいているということで、やはりこれが一本になってない、先ほどの指摘も同僚もありました、やはり移住定住も一本になってない、今回もそれぞれ担当に分かれている。ただ、立科町の空き家の調査の結果で、A・B・Cまで活用できるところはあるんですが、これがBからCに変わるときってというのは、じゃあ誰がそこを判定するのか、所有者なのか。やはり、そこは寄り添って担当課がサポートしていかなければ、この境のところを行かない、その前で止めてどんどん活用してくださいってやっていかなければ、私はいけないと思います。空き家の問題は、もうずっと寄り添っていけないといけないと思いますので、よくよく連携を強めていただきたいと思います。

それで、先ほどご答弁いただいた空き家バンクも、これ担当課に伺いましたら、契

約率がすごくいいですね、1年から1年半で空き家バンクに登録をすると、1年から1年半でほぼ決まると、それも早いですねって私は逆に思いました。ただし、この1年から1年半を過ぎて、契約に至らないと、そのまんまずっと年数がたっていくわけですね。その年数がたってきたものをどの段階で見直しをするのかっていうのは、もう完全に所有者だけですか、ちょっとこれは企画のほうでサポート、どこまでされているかお聞きします。

議長（今井 清君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

空き家バンクに登録をして、その後、成約にならなかった場合ということですよ。最終的には所有者のほうの決定になりますが、企画課職員、地域おこし協力隊員も、それについてもし方策があるとすれば、それを所有者には伝えて、最終的には所有者が判断してもらうという形でございます。

以上です。

議長（今井 清君） 榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） 空き家バンクに登録をしてしまうと、所有者もほっとして、どっちかという忘れてしまうようになりかねません。それで、成約がとんとんと進むならば、またこれもよろしいんですが、やはり、何かそこに契約できるものになるまでの条件が整ってないのかもしれないですね。

担当課のほうに聞きましたら、やはり建物が非常に大きい、意外と移住者の方って、大きいんじゃなくて小さい建物を望んでくださる方が多いらしいです。それで、建物が大変大きかったり、あと田んぼがそこに一緒にくっついていると、その田んぼも非常に広い、そうすると、都会の人間とか経験のない人間は、それを全部ひっくるめて自分が空き家バンクで契約しなきゃいけないのかって、すごく難しくなるので成立が難しい。もう一つは、そうなってくると、所有者のほうも金額をどうしても高く、当然、設定をされている金額になるんでしょうけれど、空き家バンクを活用したいという人間は、そこでいろいろ自分でDIYをやりたい、なので安くて、もうお金を投資しても、自分がそこを活用できるような金額ぐらいで、逆にリフォームのための費用をそこへつぎ込みたいと、それぞれに成約しない理由があるかと思います。

これは、窓口でちょっと聞かせていただいたので、その辺の情報は収集していただいて、空き家バンクは登録はします。ですが、成立をしないこの過程をよくやっぱり見ていて、サポートしていただきたいと思います。そうしないと、あっという間にもう3年、4年って本当にたってしまうですね。そうすると、建物そのものは傷むし、やがてCランク、Dランクってなりかねます。やはり、せっかく登録をしていただいた方には、やはり結果も早く出してあげて、また、そういったものがほかの皆さんに広がって、空き家バンクに登録すると答えはすぐ出るよっていうぐらいの機運を高めていただく事業にしていきたいと思います。よって、この1から3に関しては、

企画のほうで担当されているということですので、しっかりとそのあたりまで寄り添ってください。

跡地の有効活用はまだ特にないということですのでよろしいですね。はい、分かりました。

それでは、建設のほうです。4番目の管理不全な空き家の改善及び解消で、所有者の特定できない空き家の対応。これは本当に、立科町は第1回目で行政代執行が行われた。私はこの後、質問につながりますが、そうならないために、建設課は相談会、それをまた最初に周知をして、建設課の主催で相談会を行って、このときの参加者というのはどれぐらいの方が出たか、データお持ちですか。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えします。

今年度開催いたしました空き家相談会には、11組の所持者等の方が来ていただきました。

以上です。

議長（今井 清君） 榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） 11人の参加者って多いのか少ないのか、ちょっと私はその感覚が分かりませんが、開催をされてどういうふうな印象を受けられましたか。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

事前に予約をしていただいて、1組30分程度という形でやらせていただきました。1日の開催とすれば、かなり来たのではないかと考えております。また、そういった相談の中でも、また相談会等を開いてもらいたいという要望もあったようですので、来ていただいた方にも有効な相談でもあったかと思いますが、ちょっと来ていただいた方が、遠方の方も来ていただいたんですけども、町内の所有者の方があまりいらっしゃらなかった、少なかった、町内のね、所有者の方が少なかったという傾向もありますので、そういう方にも有効な相談会になるようなものが、今後開催できるかは、検討が必要かなとは思っております。

以上になります。

議長（今井 清君） 榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） この相談会は本当に、最後にまた積極的に行っていただきたい、お願いはしますが、気づきを与えていただくことになると思うんです。

それで私は、空き家を持っていらっしゃる、空き家というか、立科町の皆様はすごく裕福だなんて感じるのは、やはりもういっぱいおうちもあって、また田んぼもあってということなんだけど、それを本当に有効活用しなくても全然気にならないのかなってすごく思います。自分は県外から来た人間なので、あるものはしっかりと使いたいという、本当に商売をやってますと特にそうですね。やはり、のんびりそんなに使っていないものを置いておいても、本当にもったいないという思いがありますので、

使っていないおうち、また、それがやがてどうなるかっていうことも想像しながら、今、計画を立てていくっていうのになります。

これは一夕一朝、片づくものではないので、徐々にとというか、この相談会は定期的に行っていただいて、やはり町民の皆様に気づき、またきっかけ、背中を押す、そういった形の相談会につなげていただくよう、くれぐれもお願いをします。

先ほど、町外の方たちが多かったんですね、町外の方が。だから、町内の方にもっと出ていただける、また、予約をしていただくようなふうを考えていかなければいけないと思います。空き家の調査実態の中には、町内と町外には分かれていませんよね、数字の中には。なので、そこら辺はどっちが多いのか、数字はもう行政のほうしか分かっていけませんので、よくそこら辺を、どういう対応の相談会にしたほうがいいのか、検討していただきたいと思います。

議長（今井 清君） 質問をお願いします。

10番（榎本真弓君） 2番目の所有者への情報提供、助言指導等の現状ということで伺います。

先ほど、1番から5番までの中で、それぞれの所有者への情報提供もされていると聞きました。今回の空き家対策の推進に関する特別措置法の法律に関しましては、空き家にしないために、まずは空き家にしない、今、住んでるうちが空き家にならないように、家族としてまたよく話し合いをしていただきたい。

私たち、今、建物で私は質問をしておりますが、独り暮らしの方が多ければ、やはりその方の亡くなった後とかには、どうしても建物は残ります。それを家族がしっかりとサポートするように家族の中で話をしているなら、またそれは変わってくると思いますが、所有者への情報提供と助言指導、その先ほどの答弁にあった以上のことをやられているか、それを伺います。これは建設ですよ。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

すみません、先ほど答弁をさせていただきました、広報や情報提供に努めてるところでございます、現状、それ以上のことというか、一応実績があることを答弁をさせていただきました。先ほども11組、空き家相談会に来ていただいたということで、これは本当に有効な相談会かと思っておりますので、継続して開催をできるか、検討は進めていきたいとは考えております。

また、広報や通知等でいろいろな情報を提供しているわけでございますが、役場への相談があった場合には、随時、情報提供等に対応していきたいと考えております。

以上になります。

議長（今井 清君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 企画課からお答えさせていただきます。

企画課では、所有者等への空き家の活用の情報提供や周知につきましては、町外の

方には空き家の相談を勧める内容のチラシを、固定資産税の納税通知書に同封してご案内しております。

このほかに、町内外を問わず、チラシ、ウェブサイト、広報たてしな等でも周知に努め、お気軽に空き家のご相談をと呼びかけております。

情報提供等につきましても、建設環境課と企画課で、連携して対応しております。

以上です。

議長（今井 清君） 榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） 積極的にいろいろ取り組んでいただいて、本当にありがたいと思います。ただ、先ほどの相談会には町外の方が多かったということになると、広報のたてしなで町内の方にお知らせはしているのに、町外の方のほうが相談会は多かったということですね。

議長（今井 清君） 質問ですか。

10番（榎本真弓君） はい。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） すみません、ちょっと資料、手持ちを持っていないのですが、たしか町外者の方には、通知を直接お送りさせていただいたと記憶しております。ちょっとすみません、確認ができる資料を持っていないのですが、町内の皆様におきましては、広報等で周知したという形になります。

議長（今井 清君） 榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） 今のご答弁いただくと、広報だとあまり関心にならないんでしょうかね。やはり個別に通知を送ると、当然自分のところに届いた文書ですので、やはり関心を高めていただける。だけど、普通に広報として町民の方にお知らせをすると、逆にあまり受け止めていただけないというふうに、私は受け止めました。なので、こういう参加者に、町内の方が相談会に来ていただけるようにするためには、やはり広報だけではちょっと力が弱いのかなと感じましたので、そのところは、また検討を十分してください。

それでは、3番目の今回行われてしまいました特定代執行についての質問をさせていただきます。

今回、特定空き家に対する措置、代執行に要した費用の徴収についてということで、通告を出させていただきました。

今回、立科町では第1号となってしまったんですけれども、今回行われた代執行を振り返って、これまで経過した特定空き家に対する措置をどのように考えているか、答弁をお願いいたします。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

今回、代執行に至ったことについてということですが、基本的に今回の空き家の解

体撤去につきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定に基づき、行政代執行法の定めるところにより、代執行を行いました。代執行に至ってしまったことは、大変残念ではありますが、法にのっとって町で判断して、代執行させていただいたという形になります。

議長（今井 清君） 榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） 大変、所有者にも損をかけたと、私は逆に思います。これは逆に、所有者の方がもっと早めにいろんな対応が取れていれば、壊さなくても済んだものになってたかもしれないんですが、それがやはり、これまでの行政への寄り添い方が、私は逆に、町民のほうから見れば足りなかったかなと思います。

やはり空き家というのは県外に、県外というか、目の前になければ忘れてしまいますよね。忘れてしまわないようにお知らせをしていき、一步でも二歩でも早く手を打っておけば、この行政代執行になるまで放置することはなかったかと思うんですが、これはもう全て終わったことですので、振り返ってみて、これからこういうことが起きないように、また対応していただきたいと思います。

立科町の中では、推定空き家が調査の中で123件ありますよね。最後の特定空き家には、20件認定されています。このDランクの皆様たちのほうは、もう最後はご自分の所有者ですので、何とかしなければいけないわけですがけれども、何とかするための費用をどうやって捻出するかということも、すごく相談の対象なんです。このうちをやはりもう買わさなければいけない、そう思ったときには借入れもしなきゃいけない、だけど、その借入れをどうやってやるか。他の自治体では相談会の中に、銀行のほうの借入れのサポートもあったりもします。いろいろな形で、この方がどういうふうに、この20件の皆様たちが悩んでいるかというところを、一緒に考えられる相談会であってほしいなと私は思います。

それを、行政は寄り添うということによく言われるんですけど、寄り添うってどこまでやるかっていうところだと思いますね。だから、この特定空き家に対する措置、今回のことを振り返っていただいて、このようなことがまた起きないように、これは立科町にとっても不経済だと思いますので、十分考えていただきたいと思います。

それで今度、要した費用を回収しなければいけません。その費用にも大きな課題が残ると思います。今回に関しましては、代執行に要した費用の徴収についてということで質問をしておりますので、この答弁をお願いいたします。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをします。

代執行に要した費用の徴収につきましては、義務者へ文書をもってその納付を命じて、国税滞納処分の例により徴収することになっております。既に納付書のほうは、義務者のほうに送付済みでございます。

以上になります。

議長（今井 清君） 榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） それでは、次の質問に移ります。

4番目に、国土交通省「空き家対策モデル事業」に今後申請の予定はということで、伺っております。このことについて、担当課のほうからご答弁お願いいたします。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

空き家対策モデル事業につきましては、例えになりますが、本年度の募集テーマとして、1、空き家に関する相談対応の充実や空き家の発生抑制に資する官民連携の体制の構築等、2としまして、空き家と関連するスタートアップなど新しいビジネスモデルの構築等、3としまして、新たなライフスタイルや居住ニーズに対応した空き家の活用等がございました。このテーマにつきましては、毎年度変わるようでございますし、モデル事業ということで、先進的な取組内容になることが予想されます。

事業実施には、先ほど申しました先進的な取組となりますと、かなり負担等もあると認識はしております。先ほど答弁しました空き家の相談会につきましても、県の支援を頂いて行っておりますので、空き家対策モデル事業などの補助事業につきましては、今後も引き続き、国等の情報収集に努めていきたいと考えております。

以上になります。

議長（今井 清君） 榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） 今回のこの空き家対策のモデル事業は、多分これからもずっと継続すると思います。立科町は、いろんな補助事業も、すごく先んじて活用されているのがもうよく知っておりますけれども、やはりこういった国交省でやっているものの、この事業がずっと継続する、本当に予想できるんです。なぜなら、日本全国が空き家に悩んでいるからですね。

大いに、こういった国の制度を活用していただいて、いろんなアイデアも頂戴できるものであるならば、その取組をまたやることによって他の自治体に発信もして、他の自治体のモデルにもなるかと思っておりますので、これ現実、小諸市がこれをされていますので、そういったいいところを活用していただければ、ありがたいと思います。

それでは、5番目の質問になります。法改正後、空き家対策の推進と行政の関わり方についてということで、これは町長に、私の質問、今日の質問にも限りませんが、町長のお考えを伺いたいと思います。お願いいたします。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） それでは、私のほうから。

先ほど、法改正の概要を答弁させていただきましたけども、新しく町で取り組める施策もあると認識はしておりますが、法改正にあったから、突然、空き家の問題が解決されるわけではございません。今後も、立科町空き家等対策計画に基づいて、さきに担当の課長からも答弁したとおり、空き家の適切な管理の促進や空き家の活用の促

進など、空き家対策を地道に進めていくことが大切だと思うんですね。

また、今回の法改正では、所有者の責務強化がされております。今までの管理の努力義務に加えて、自治体の施策に協力する努力義務が追加されました。このことは、空き家を適切に管理することや利活用することを、所有者等の皆様に自分の責務として捉えていただき、ぜひ、当町の推進している空き家バンクや立科町空き家利用促進補助金の利用にご協力いただき、管理不全の空き家や特定空き家にならないようにしていただければと思っております。

最後に申し上げますが、この空き家という問題について私も町長になってから、本当に年を追うごとに、ある意味では増えています。これが、議員もおっしゃいましたが、いわれる空き家バンクに登録したからといって、それは解決するものでもありませんし、また、登録したものに対して、必ずしもそれが成熟するものでもないものもあります。

ですので、これは行政として、今ある空き家の実態をいかに把握しているかということは、各地域の皆さんも、これは分かってもらいたいと思うんですね。議員等の職にあるような皆さんについては、ある意味、興味といたしますか、それに意を持つ方もおられるかも分かりませんが、いわゆる自分のこととして、地域の問題を捉えているかということにもつながってくるかなというふうに思います。

もちろん行政も、この空き家という問題について、大変、先ほど申し上げましたが、地道な活動になるかと思いますが、これをどのようにやっぱり生かしていくかというのは、議員にも申し上げましたが、いわれる今までこの空き家に携わってきた、ああいった協力隊、この人たちが、だから、私申し上げましたが、ただ単に民間に委託をするという意味だけでなくで、そういった経験を生かしてもらおう。このことは大きな問題だと思うんです。そのことを、しっかりとこれから生かしていく、そういったことが私はこれから立科町の空き家対策の一つの突破口になってくるんだろうというふうに思っています。

ですので、もちろん私も先頭に立ってやっていかなきゃなりませんし、それと同時に、そういった皆さんの今までの実績というか経験を、いわゆる民間感覚になってきている部分も生かしていただきながら、私ども行政と一体となってですね、進めていけば、必ずや、今の空き家の動き方ももうちょっと促進していくんじゃないかな、私は思っています。

ですので、議員おっしゃいましたが、要するに、国のそういった補助的な問題もあります。これももちろん勉強しなきゃいけません。ですが、それが全てに該当するものでもないというふうに思いますので、ただそこには立科町の補助金体制もありますので、互いにそれをうまく利用していくということになるかというふうに思っております。

議長（今井 清君） 榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） 本当に今町長が言われた、もう、空き家対策に関しては、長く時間も

かかると思います。

それで、また地域からの情報——地域の情報というか、一番はね、所有者の方が、本当にお元気なうちに、明るい状態でこの建物とかをこれからどうしていこうかという前向きに考えられる、空気がすごく大切だと思うんです。もうどうにもならなくなって、もう嫌だなと思うようなところまで持っていくと、本当に、考える人間もつらくなるし、ご本人だってもっともつらくなる。ですので、やがてここはもう空き家になるかもしれないから、そのときにはどうしようとかという明く考えられる環境を整えてあげるのが、私は、とても空き家対策には有効なものだと思うんです。

私たち人間も、残された者には絶対迷惑はかけたくないという、一生懸命、健康でいて、また迷惑をかけないように、そのときにはこのお金でどうにかしてくださいって残す人もいらっしゃる。それは元気なときだからこそ、明るく考えられるわけですので、まさしくこの空き家は建物の終活になるわけです。

ですので、もっと早くに、Aランク、Bランクというときに、早く空き家バンクに登録していただいて、もう先ほど町長が、しっかりとサポートしていくというお言葉を頂いていますので、それを、今のうちにやっぱりやっていく。立科町の、少ないって言うかもしれないけど、やっぱり私は、町としてはある大きいと。数字的には多いですよ。

この計画で、実は——町長、もう一度質問します。計画に、白樺高原のエリアが入ってないんです、今回に関しては。令和4年の3月の分には。でも、やはり施設として、空き家という状態に陥っている施設、あります。それに関しましては、どのようなときに、どのタイミングで手を、サポートしていくのかというところをちょっと町長、答弁お願いいたします。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） おっしゃるとおりだったと思うんです。やはり、山といいますか、立科地域のところにですね、空き家というものの、どうも里のところに空き家というものをね、ある意味、家を持ったというか、そういうところに気が回ってしまったという部分あると思うんです。

ですので、まあ山も確かに、全てが営業者ではありませんし、それから個人の住宅もあるかと思いますが、そういったところで今後、今もあるのかどうかちょっと厳密なことは分かりませんが、そういったものも、これも同じ里の地域と同じように空き家の対策、これは当然持っていかなきゃいけないと思っていますので。

ただ、条件が全く同じかどうかという部分のところですね、ちょっと、私は引っかかるのがございます。ですので、それらがしっかりクリアできるのであれば、里も山もです、同じそういった空き家の関係の対策が可能かなというふうに思っていますので、もうしばらく勉強させてください。

議長（今井 清君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） すみません、以前一回お答えしたかと思いますが、あの白樺高原地域なんですが、パブリックコメントでも同様な質問があったんですが、どうしても、白樺高原地域が町の貸付地であったりとか、今回の調査が外見を見るということで別荘地、別荘だとですね、なかなか空き家と判断できないということで、今回の調査から抜いてあります。

以前の回答していただいた中でも、次期の計画の見直し等のときに、そこを含めるかどうか検討させていただくというようなご回答をさせていただいたと思いますが、ご了承いただければと思います。

議長（今井 清君） 榎本真弓君。

10番（榎本真弓君） 今回の課長の答弁、私もパブで見ました。やはり、貸付地ということで、ちょっとのんびりしているなどは思うんですけども。

基本は、どこであってもね、こういう活用されていない建物というのは、外部不経済ということで、決していい影響を与えません。特に立科町の中はまだ皆さんが行き交う中の建物なので、よく目につきます。白樺のほうは、逆に木がだんだん大きくなっちゃって、その施設を覆い隠してしまう。だけど、税はちゃんと払っていらっしゃるということなら、もうそれ以上、その方の持ち主がいるから何もできないけれど、それを何とかしていかないと、本当に、所有者に全てをお任せするのではなくて、何かもっと政策、気づきを与えるような発信ができないかなと、つくづく思います。

なので、本当にこれ一長一短で解決できる問題ではないということも十分理解をしておりますので、これから積極的にというよりも、やらなきゃいけないことなんです、結局は。それを早くやれば、早く影響が出ないということですので、動くエンジンを早めにつけていただきたいと、つくづく思います。

今回、特定空き家がやられたことを、すごく私の中には重く受け止めております。それで、そうならないための質問ということで、立科町の空き家対策の推進を、ちょっといろいろ気がついたところを言わせていただきました。

ですが、これは、町民に寄り添うっていうことでありますので、寄り添って、本当にどうやったら一番皆さんが、どうやったらやっていけるのかって分かっているからこそ、私のような外から来た人間ではなくて、皆様の中で知恵を出して、対策また対応をしていただきたいと思います。

これで私の質問を以上で終わります。ありがとうございます。

議長（今井 清君） これで、10番、榎本真弓君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後5時45分 散会）